

犯罪被害者支援ハンドブック



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

支える手 寄り添う心 あなたから

平成31(2019)年3月改訂

岡山県

おかやま被害者支援ネットワーク

犯罪被害者支援ハンドブックの改訂にあたって

「犯罪被害者支援ハンドブック」は、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体の職員や支援員の方が、犯罪被害者等支援を行う際の留意点や連携方法等についてまとめたものです。岡山県では平成21年に作成、25年に改訂をしましたが、以後5年余りが経過し、この間に行われた関係法令の改正や犯罪被害者等施策に携わる機関・団体において新たな取組などの情勢を適確に反映させるため、この度、ハンドブックを再改訂しました。犯罪被害者等の誰もが必要な時に必要な場所で適切な支援が受けられるよう、途切れのない支援を実施していくための「橋渡し」として有効にご活用ください。

このハンドブックの構成は、次のとおりです。

1 犯罪被害者等の抱える様々な問題 (P. 1～)

犯罪被害者等が被害後に直面する心身の不調、生活上の問題等の困難な状況について記載しています。犯罪被害者等の置かれた状況について、正しい理解を深めてください。

2 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項 (P. 11～)

犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項、具体的な対応のあり方について記載しています。

3 被害類型別特徴と対応上の注意点 (P. 17～)

ここでは、殺人、傷害、交通事故、性犯罪、配偶者等からの暴力、ストーカー被害、虐待の被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、特有の支援・制度について記載しています。

4 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点 (P. 36～)

基本的な連携の流れ（伝えるべき情報、犯罪被害者等の同意等）、連携の際の留意点（犯罪被害者等の心情への配慮や情報管理等）について記載しています。

5 各機関・団体における支援業務 (P. 41～)

各機関・団体ごとの具体的な支援業務、連絡先等を、業務分野ごとに記載しています。団体の詳しい支援内容等を探すときは、こちらをご覧ください。

6 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段 (P. 119～)

よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載しています。

7 市町村・関係機関等連絡先一覧 (P. 140～)

市町村の支援施策一覧表や関係機関・団体等の連絡先一覧表を記載しています。

目 次

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題	1
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	1
① 直接的被害	1
② 事件後に直面する状況	1
(2) 具体的に困難な状況	2
① 心身の不調	2
② 生活上の問題	3
③ 周囲の人の言動による傷つき	4
④ 加害者からの更なる被害	6
⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)	6
<参考> 捜査、裁判の流れ	7
2. 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項	11
(1) 基本的な支援対応の流れ	11
(2) 具体的な対応のあり方	11
《具体的な応対にみる留意点》	15
《支援者自身のケア》	16
3. 被害類型別特徴と対応上の注意点	17
(1) 殺人等遺族への対応	17
(2) 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応	20
(3) 交通事故に遭った人への対応	23
(4) 性犯罪に遭った人への対応	25
(5) 配偶者等からの暴力を受けた人への対応	28
(6) ストーカー被害に遭った人への対応	31
(7) 虐待された子どもへの対応	33
4. 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点	36
(1) 関係機関・団体の連携の必要性	36
(2) 関係機関・団体の連携の実際	37
① 基本的な連携の流れ	37
② 連携の際の留意点	40
5. 各機関・団体における支援業務	41
6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段	119
(1) 総合的相談	119
(2) 心身の不調	119

(3) 生活上の問題	120
(4) 加害者に関する事	129
(5) 捜査、裁判に伴う問題	133
(資料)	
関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式	138

7. 市町村・関係機関等連絡先	140
(1) 犯罪被害者支援の主な相談窓口一覧	140
(2) 市町村犯罪被害者等施策担当部局一覧	141
(3) 警察署一覧	142
(4) 検察庁一覧	143
(5) 裁判所一覧	143
(6) 福祉事務所・保健所一覧	144
(7) 税務署・日本年金機構年金事務所一覧	145
(8) 市町村の支援業務実施状況一覧	146
(9) 各市町村の業務担当部局・連絡先一覧	147～175
(10) 県・市町村の支援条例等一覧	176
※ おかやま被害者支援ネットワーク加盟機関・団体一覧	177

<引用及び参考資料>

- ・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」（平成20年12月）内閣府犯罪被害者等施策推進室作成

1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々です。

また、周囲からの配慮に欠ける対応等により、二次的被害といわれる更なる被害に苦しむこともあります。これらを含め、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

① 心身の不調²

[被害直後]

あまりに突然で、予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かず、その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えたりするために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されない場合があります。

[被害から一定期間後(中長期)]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

²犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>) 参照。

【 子どもの場合 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等への相談を勧めることも重要です（P.119 参照）。

コラム —犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかとこの恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

② 生活上の問題

ア. 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたりするほか、気持ちに余裕がなくなり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

イ. 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になったりすることがあります。その理由は様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる

- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

ウ. 経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や、犯罪被害による受傷・精神的ショックのために生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します³。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

エ. 家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失ってしまうことがあります。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③ 周囲の人の言動による傷つき

ア. 近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などにより、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

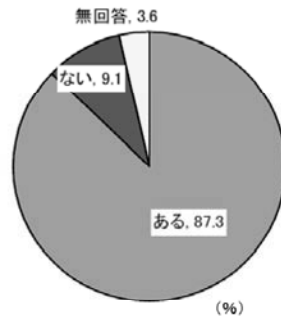
支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

³ これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

<周囲の人から受けた二次的被害の認識>

今までに、周囲の人から二次的被害（事件に関連したことで傷つけられるような出来事）を受けたことがありますか？



回答者数 110人

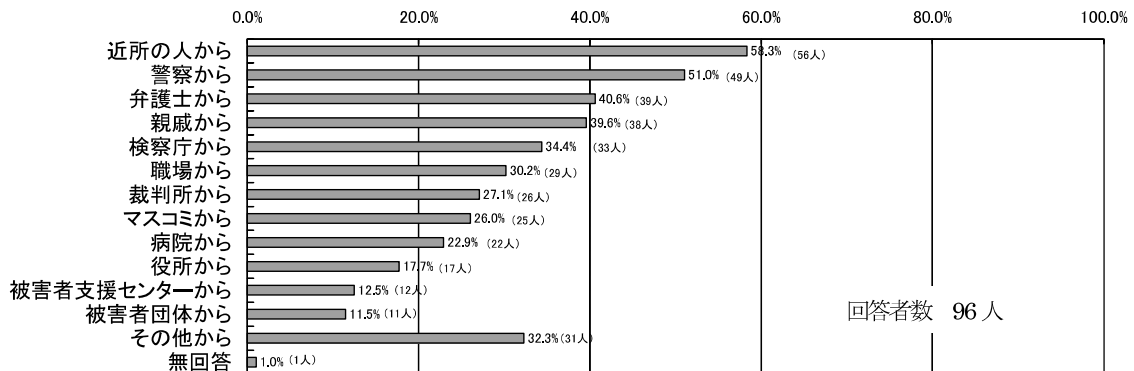
「平成18年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」
 (社団法人被害者支援都民センター) より

イ. 支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>

二次的被害を受けた相手は？



回答者数 96人

「平成18年度被害者支援調査研究事業—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」
 (社団法人被害者支援都民センター) を基に内閣府が作成

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと、不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を加えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

また、マスコミによる、事実と異なる内容やプライバシーを侵害する内容などの報道、強引な取材や過剰な取材により、更に精神的に深く傷つけられることもあります。

<参考> 捜査、裁判の流れ

① 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことをいい、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

② 捜査

捜査とは、捜査機関が犯人と思われる人を発見するとともに、犯罪に関する証拠を収集することによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。一般に、警察は、被疑者に逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります⁴。これを受けた検察官は、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は10日間（最長で20日間）勾留されることとなります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③ 起訴

検察官は、警察から送致された書類や証拠品と検察官が被疑者を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます⁵。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」があります。

④ 裁判

被疑者が起訴され、裁判所が裁判を開く日（これを「公判期日」と言います。）を決めた後、裁判所で審理が行われ、判決が言い渡されます。刑事事件に関して起訴された被疑者は、その裁判が確定するまで「被告人」と呼ばれます。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所へ不服の申立て（上訴）をすることができます。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P. 77 参照）。

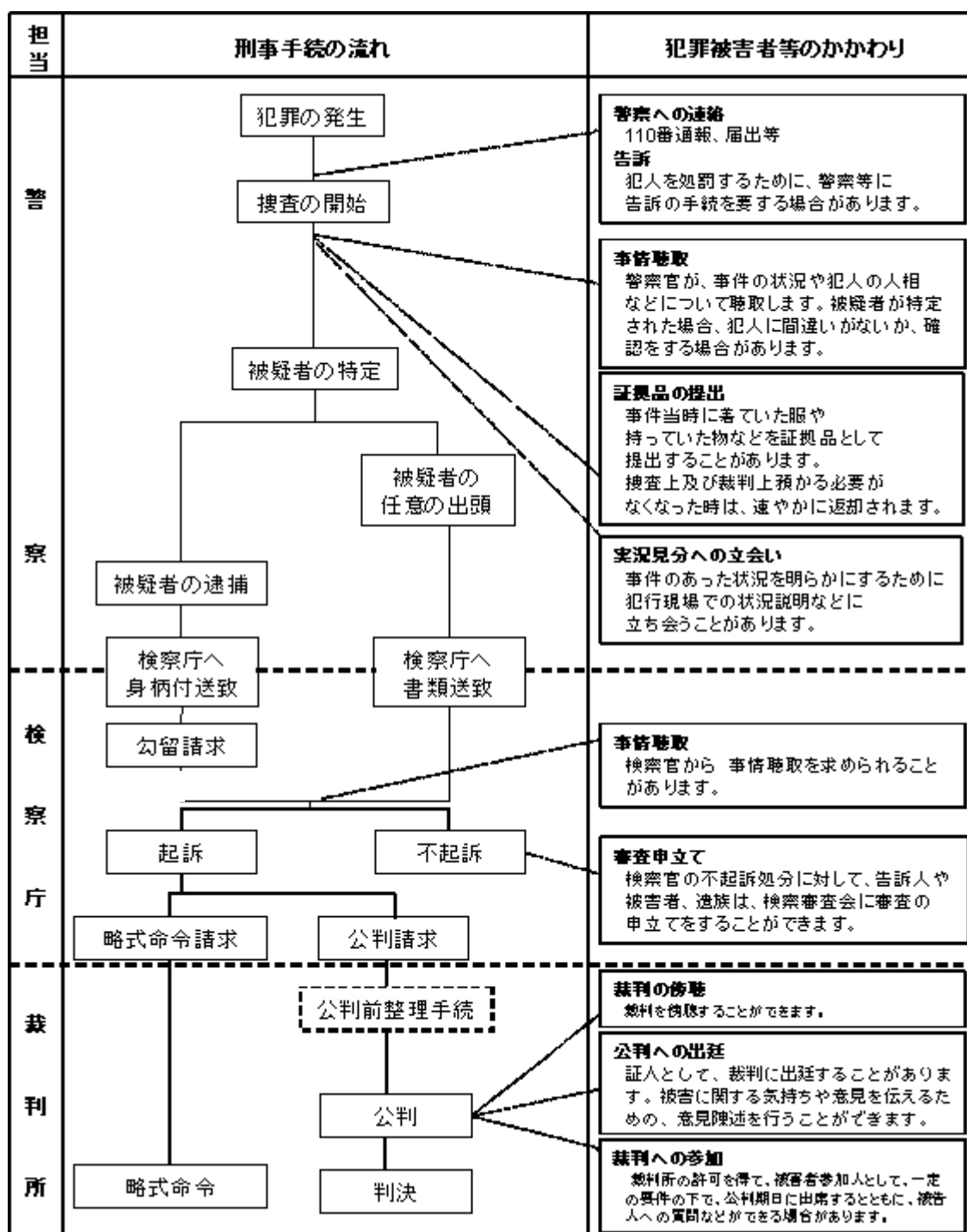
⑤ 刑事手続と民事手続

刑事裁判で被告人の有罪が確定しても、被告人に対する刑罰が決まるだけで被告人から犯罪被害者等に対して賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合には、犯罪被害者等が、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、犯罪被害者等の申立てにより、刑事事件について有罪の言渡しをした裁判所が、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をする手続があります。（損害賠償命令制度：P. 73 参照）

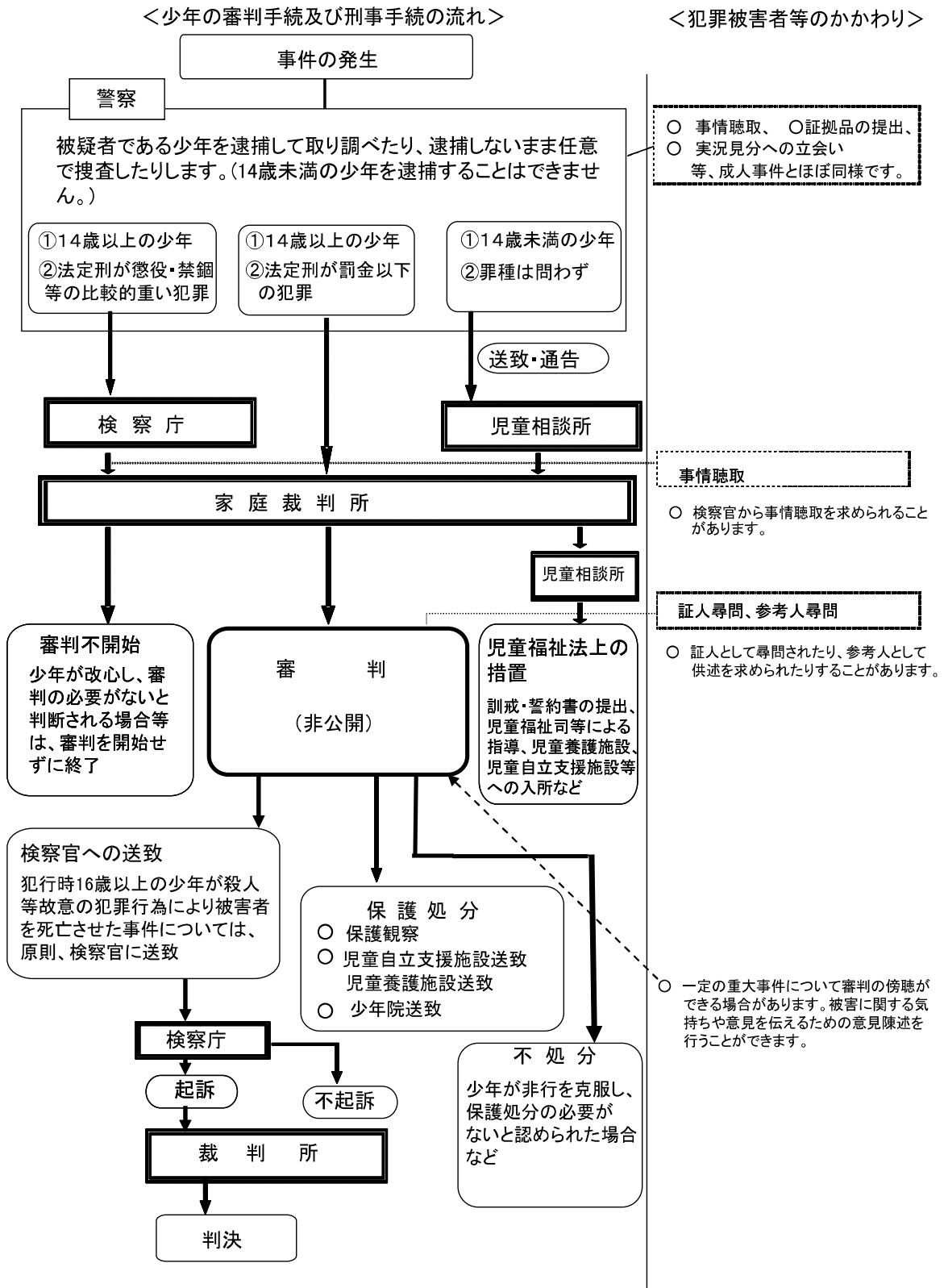
⁴ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

⁵ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

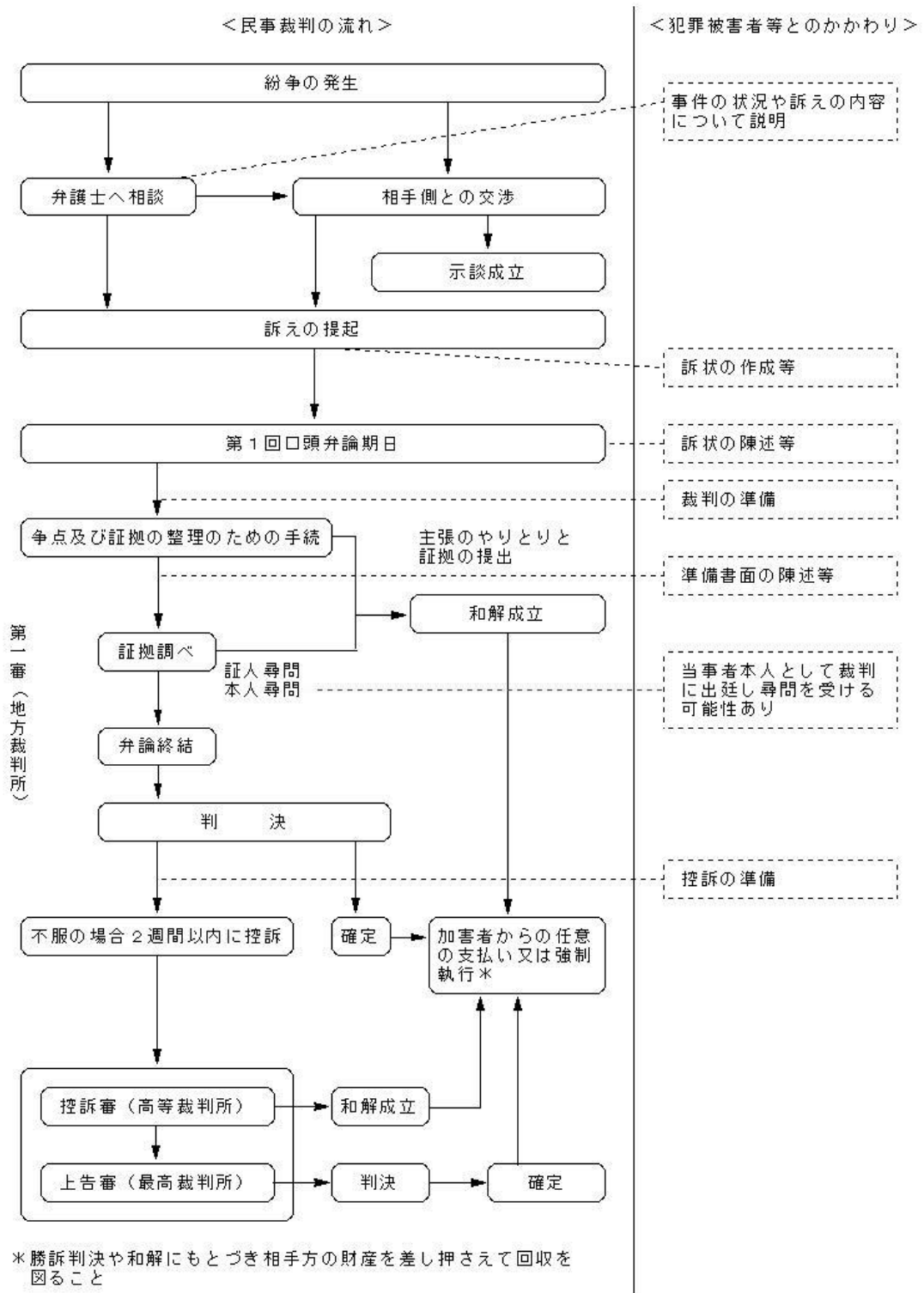
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



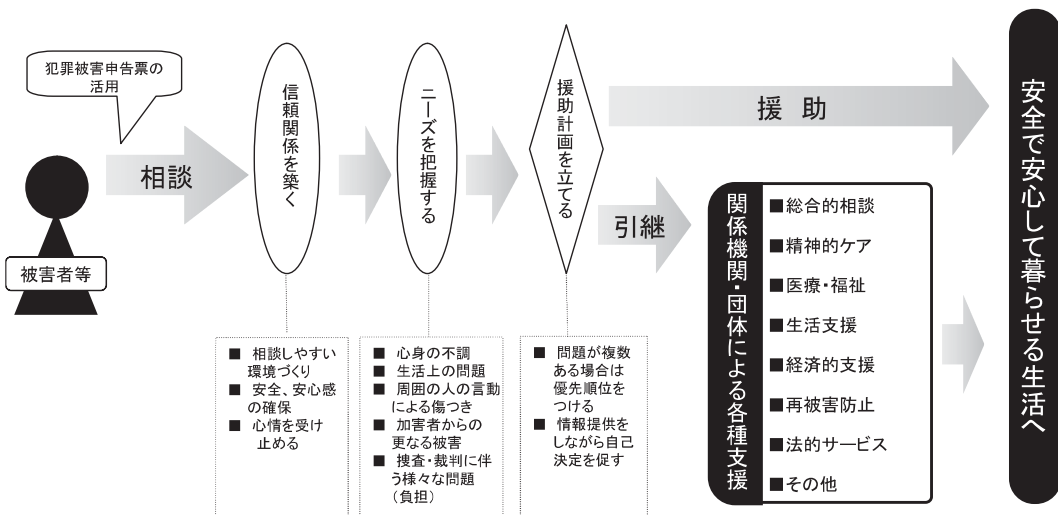
2. 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていたのです。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょよう。

(1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 具体的な対応のあり方

① 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮し、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。
- ・ **犯罪被害申告票**（次ページ）を備え付けておくなど、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

「犯罪被害申告票」

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

概要	被害発生日	年 月 日
	被害の種類	<input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
	被害当事者との関係	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他()
	被害発生場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	その他	被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。

要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関すること	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
	<input type="checkbox"/> その他			
	特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)			

コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※ 犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

② 安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるところかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

③ 相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が苦痛な場合がある）

④ 相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

⑤ 援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

⑥ 問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しついたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する。（P. 41 以降参照）

⑦ 秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

⑧ 被害からの回復を焦らない

- ・ 犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

⑨ 適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・ 法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなど、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

⑩ 総合的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通している民間被害者支援団体と十分な連携を図る

- ・ 被害者等の置かれている状況や相談内容から、総合的または長期的視点に立った継続的な支援が必要と判断される場合には、犯罪被害者支援に精通し、豊富な経験とノウハウを有する次の民間被害者支援団体と速やかに十分な連携を図り、真に犯罪被害者等の立場に立った支援が行われるよう努めることが重要である。

◇ 民間被害者支援団体

団体の名称	主な支援内容	掲載頁
岡山県公安委員会指定 「犯罪被害者等早期援助団体」 公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま (通称：VSCO (ヴィスコ)) TEL 086-223-5564 (事務局)	[殺人・傷害・性犯罪・交通事故・DV・ストーカーなど 犯罪被害全般について] 電話・面接相談、危機介入(被害直後の支援)、弁護士・ 精神科医・産婦人科医・臨床心理士・警察・法テラスなど への橋渡し、刑事裁判・少年審判の支援、生活支援、心の 支援、自助グループ活動(性犯罪被害者、殺人・交通事故遺 族)の支援など	P. 65
NPO法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ (通称：ファミリーズ) TEL 086-226-7744 (事務局)	[殺人・傷害致死・交通死など遺族支援を主として] 電話・面接相談、法律相談への橋渡し、傍聴付添い、 自助グループ運営、犯罪・交通死遺族による仲間どうし の助け合い・情報提供(被害者参加制度ほか)、犯罪 被害理解のための講演活動(命の授業など)	P. 67

《具体的な対応にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

- 気を強く持って、前向きに生きましょう。
- あなた一人が苦しいではありませんよ。
- どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
- 泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
- 早く元気にならなければいけませんよ。
- 辛いことは、早く忘れましょう。
- 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
- まだ子どもがいるじゃないですか。
- 命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
- あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
- あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

- ご心中、お察しします。
- 本当にお気の毒です。
- このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- 悲しんでいいですよ。
- あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- 無理をする必要はありません。
- よく頑張ってこられましたね。
- ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、反対に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

<対処方法の例>

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

3. 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

(なお、被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 119 を参照してください。)

(1) 殺人等遺族への対応

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、届出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(届出先)

・市町村(各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147~175)

● 司法解剖に関する経費の公費負担

解剖費用は公費で負担します。また、解剖遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(連絡先)

- ・事件を取り扱った警察署の刑事(第一)課 (警察署一覧 P. 142)
- ・海上での事件、事故については、海上保安部 (P. 61)

● 各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先)

- ・国民年金・国民健康保険…市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)
 - ・厚生年金…日本年金機構 年金事務所 (P. 145)
- なお、不明な場合は、勤務先庶務担当に確認ください。

● 遺産相続等

相続税の申告が必要な方は、犯罪被害者が亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内に申告しなければなりません。相続人が複数の場合は、遺産分割の手続が必要です。

(連絡先)

- ・申告先…税務署 (P. 145)
- ・相談先…岡山弁護士会 (P. 79)、岡山県司法書士会 (P. 80)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ります。

(P. 57 参照)

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)

★遺族基礎年金

国民年金に加入中または老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子 (18歳に到達する年度末まで) のある妻または子に支給されます。(P. 45 参照)

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

（連絡先）

- ・厚生年金…日本年金機構 年金事務所（P. 145）
 - ・共済年金…各共済組合
- なお、不明な場合は、勤務先庶務担当に確認ください。

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

申請により一定の要件を満たせば奨学金等が給与されるほか、相談もできます。（P. 70 参照）

（連絡先）

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室（TEL 086-234-0110 代表）
又は各警察署の警務課被害者支援係（警察署一覧P. 142）
- ・公益財団法人 犯罪被害救援基金（P. 69）
- ・日本財団まごころ奨学金（TEL 03-6229-5111）

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

（連絡先）

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室（TEL 086-234-0110 代表）
又は各警察署の警務課被害者支援係（警察署一覧P. 142）
- ・岡山弁護士会（P. 79）
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介…法テラス岡山（P. 63）
- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

(2) 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★初診料等公費負担制度

警察では、一定の犯罪により怪我等を負った場合に、初診料、診断書料等を支出し、犯罪被害者等の負担を軽減しています。

(連絡先)

- ・各警察署の警務課被害者支援係（警察署一覧 P. 142）

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P. 124 「医療費の負担を軽くしたい」を参照。

傷害（障害）を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対し、社会の連携共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ります。（P. 57 参照）

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室（TEL 086-234-0110 代表）
又は各警察署の警務課被害者支援係（警察署一覧 P. 142）

★特別障害者手当

20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の方に支給されます。（P. 46 参照）

(連絡先)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。(P. 46 参照)

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175)

★身体障害者手帳の交付

精神疾患を有する方に、本人等の申請で手帳が発行されます。税の優遇措置や一部福祉サービスの利用などが受けられます。

(連絡先)

- ・各市町村の精神保健福祉担当課・連絡先一覧P. 147～175)

★障害者控除

本人又は扶養親族等に障害のある場合には、障害者控除の適用があり、所得税及び復興特別所得税が軽減されます。

(連絡先)

- ・税務署 (P. 145)

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中または国民年金喪失後でも60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。(P. 46 参照)

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175)

★障害厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(連絡先)

- ・厚生年金…日本年金機構 年金事務所 (P. 145)
- ・共済年金…各共済組合

なお、不明なときは、勤務先庶務担当に御確認ください。

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175)

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に障害がある児童を家庭で監護、養育している者に対して支給されます。(P. 51 参照)

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。(P. 51 参照)

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先)

- ・暴力団関係 110番 TEL 086-233-8930
- ・各警察署の刑事(第二)課組織犯罪対策係 (警察署一覧 P. 142)
- ・公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター (P. 116)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当するケースが多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害程度に比べて、加害者への軽罰が軽すぎるとの印象や加害者からの謝罪が十分でないことに対して怒りを覚えている被害者やその家族も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合 → 直ちに警察に報告（相手を確認→証人の確保→記録）

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に報告する必要があります。報告が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●交通事故でけがをした場合

警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先)

- ・損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(交通事故の相談先)

- ・岡山県交通事故相談所 (P. 111)
- ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター岡山県支部 (P. 112)
- ・公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部 (P. 112)
- ・一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国 (P. 113)
- ・一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 113)

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先)

- ・損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先)

- ・公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 115)

★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先)

- ・公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P. 115)

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先)

- ・独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)岡山支所 (P. 113)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(連絡先)

- ・公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P. 115)

経済的支援の他に民間被害者支援団体も様々な支援を行っています。

(連絡先)

- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

(4) 性犯罪に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P.2「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあるといわれています。

また、被害者にとって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

(対応上の留意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じた性別の警察官が対応するようにしています。
(連絡先)

- ・各警察署の刑事(第一)課（警察署一覧P.142）

コラム—刑法の一部改正（平成29年7月13日施行）—

強姦罪の被害者は女性に限定されていましたが、暴行又は脅迫を用いて「性交、肛門性交又は口腔性交」することを「強制性交等」と規定し、被害者の性別を問わず、加害者を処罰することができるようになりました。また、性犯罪は親告罪（告訴がなければ起訴できない）にありましたが、改正後は「強制性交等罪」、「強制わいせつ罪」などについて、被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになりました。

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

- (連絡先) ・各警察署の刑事(第一)課（各警察署一覧表P.142）

すぐに警察に届け出ることにも消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、性犯罪被害の場合、被害申告の有無を問わず、警察署に相談すれば、初診料、検査費用、緊急避妊費用、診断書料等を警察が公費で負担します(P.58参照)。

なお、やむをえない事情により警察に相談できない場合には、被害後、原則72時間以内までの初診料、検査費用、緊急避妊費用、診断書料等を民間団体(公益社団法人 被害者サポート・センターおかやま)が負担する制度があります。

(連絡先)

- ・産婦人科のある医療機関(日本家族計画協会HP参照:<http://www.jfpa.or.jp/>)
- ・各警察署の刑事(第一)課又は警務課被害者支援係(各警察署一覧表P.142)
- ・性犯罪被害に精通した民間被害者支援団体
公益社団法人 被害者サポート・センターおかやま (VSCO) (P.65)

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、産婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に事件にすることとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先)

- ・産婦人科(すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

●病院(精神科、産婦人科)への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

(連絡先)

- ・性犯罪被害に精通した民間被害者支援団体
公益社団法人 被害者サポート・センターおかやま (VSCO) (P.65)

●特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先)

- ・保健所(P.92、保健所一覧P.144)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪等の被害者が法廷で証言する際、不安や緊張をやわらげるため、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員に付き添ってもらうこともできます。また、事案にもよりますが、加害者と顔を合わせないようにするため、裁判所において、遮へいの措置をとったり、ビデオリンク方式により尋問を行ってもらうこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとってもらうこともできます。

(連絡先)

○付添い・遮へいの措置等

- ・ 検察庁（刑事事件の場合）（P. 75）
- ・ 各裁判所（民事事件の場合）（P. 70）
- ・ 性犯罪被害に精通した民間被害者支援団体
公益社団法人 被害者サポート・センターおかやま (VSCO) (P. 65)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(連絡先)

- ・ 性犯罪被害相談電話（岡山県警察本部）TEL 0120-001-797（#8103）
- ・ 性犯罪被害に精通した民間被害者支援団体
公益社団法人 被害者サポート・センターおかやま (VSCO) (P. 65)

(5) 配偶者等からの暴力を受けた人への対応

(特徴)

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないアダルトビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

DVの被害者ではないかと気づいたら、深刻な状況になる前に、被害者を配偶者暴力相談支援センターなどの専門の相談機関などへつないでください。

【配偶者暴力相談支援センター】 (P. 101)

岡山県女性相談所	TEL 086-235-6060	月～金 9:00～16:30
DV夜間電話相談	TEL 086-235-6101	月～金 16:30～20:00
岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター)	TEL 086-235-3310	火～土 9:30～16:30
岡山市男女共同参画相談支援センター (相談ほっとライン)	TEL 086-803-3366	月・水～土 10:00～19:30 日・祝 10:00～16:30
倉敷市男女共同参画推進センター (ウィズアップくらしき)	TEL 086-435-5670	火～土 9:00～17:00

【民間被害者支援団体】

さんかくナビ (P. 106)	TEL 086-801-5073	月～金 10:00～16:00
被害者サポートセンターおかやま(VSCO) (P. 66)	TEL 086-223-5562	月～土 10:00～16:00
DV休日電話相談(岡山県から委託) 社会福祉法人クムレ	TEL 086-441-1899	日・祝・年末年始(12/29～1/3) 9:30～16:30

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、その行動や考えを評価するのではなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につながります。なお、直前に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立て等の証拠として使える場合があります。

DVの被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に通報するように努めてください。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことができます。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行ってください。

（連絡先）

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課（TEL 086-234-0110 代表）
- ・各警察署の生活安全課（警察署一覧P.142）
- ・医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談所や民間シェルターの一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

（連絡先）

- ・岡山県女性相談所（P.103） TEL 086-235-6060
- ・民間シェルター（さんかくナビ）（P.105） TEL 086-801-5073
- ・配偶者暴力相談支援センター（P.28、P.101）
- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

被害者が配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者に対し発するもので、「接近禁止命令」、「電話等禁止命令」及び「退去命令」があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。※事実婚の者や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手に対する申立ても可能です。

※**接近禁止命令**：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※**退去命令**：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※**電話等禁止命令**：被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになった。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (警察署一覧P.142)
- ・配偶者暴力相談支援センター (P.28、P.101)
- ・岡山地方裁判所 (P.70)

★住民票の写しの交付等の制限

DVから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175)

DVから逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P.119「6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段」を参照ください。

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。

「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際の要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSのメッセージ等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つける
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

を行うことをいいます。

「ストーカー行為」は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再被害の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先)

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (P. 60、警察署一覧P. 142)
- ・公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま(VSCO) (P. 65)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」「禁止命令」を行うことができます。また、「警告」「禁止命令」の申出以外にも、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (P. 59、警察署一覧P. 142)

★住民票の写しの交付等の制限 (再掲P. 31)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、被害者は、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175)

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けられないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先)

- ・NTT、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーなどを貸し出しています。

(連絡先)

- ・各警察署の生活安全課 (警察署一覧P. 142)

(7) 虐待された子どもへの対応

(特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。

子ども虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

子ども虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

子ども虐待を発見した場合、または、子ども虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもが置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

(連絡先)

- ・ 児童相談所 (P. 106)
 - 岡山県中央児童相談所 TEL 086-235-4152
 - 岡山県倉敷児童相談所 TEL 086-421-0991
 - 岡山県津山児童相談所 TEL 0868-23-5131
 - 岡山市子ども総合相談所 TEL 086-803-2525
- ・ 市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147~175)
- ・ 福祉事務所一覧 (P. 145)

コラム — 守秘義務について —

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告していても生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

- ※ これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会⁶等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、平成28年の法改正により、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子どもへの懲戒については、法律上犯罪となることが示されています。

なお、平成24年4月施行の民法改正により、「懲戒権」はあくまで子の利益のために行うことが規定されました。

★住民票の写しの交付等の制限（再掲P.310）

児童虐待から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、児童相談所等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

⁶児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

4. 関係機関・団体の連携の流れ、連携の際の留意点

(1) 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

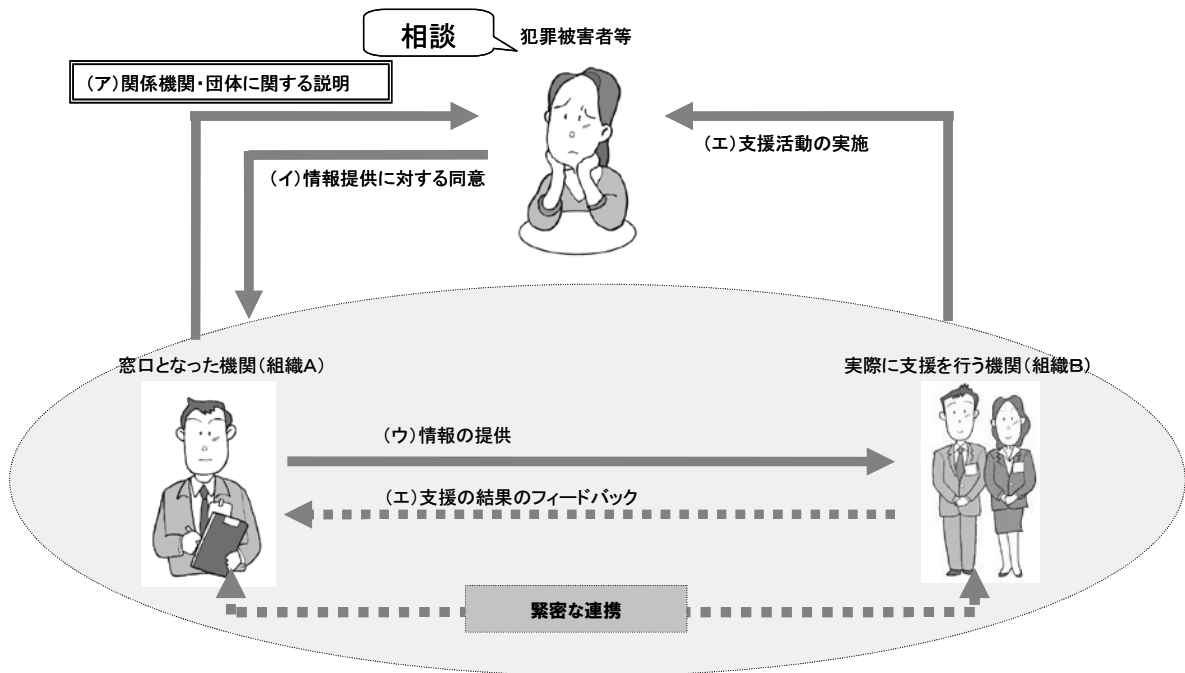
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



(2) 関係機関・団体の連携の実際

①基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



(ア) 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

(イ) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等

から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障害の有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(ウ) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。伝達方法については、電話連絡を基本とし、必要に応じ、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式」(P. 138)を有効に活用します。

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(エ) 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

(オ) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

② 連携の際の留意点

(ア) 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

(イ) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(ウ) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(エ) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、**電話連絡を基本とすることとし**、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないように注意してください。なお、電話以外の手段を用いる必要がある場合においては、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

5. 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- (1) 岡山県 (P. 43)
- (2) 市町村 (P. 45)
- (3) 岡山県警察本部 (P. 55)
- (4) 第六管区海上保安本部 (P. 61)
- (5) 法テラス岡山 (P. 63)
- (6) 公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま (VSCO) (P. 65)
- (7) NPO 法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ (P. 67)
- (8) 公益財団法人 犯罪被害救援基金 (P. 69)

<司法関連>

- (再掲) 法テラス岡山 (P. 63)
- (9) 岡山地方裁判所・岡山簡易裁判所 (P. 70)
- (10) 岡山家庭裁判所 (P. 73)
- (11) 岡山地方検察庁 (P. 75)
- (12) 岡山弁護士会 (P. 79)
- (13) 公益財団法人 リーガル・エイト岡山 (P. 79)
- (14) 岡山県司法書士会 (P. 80)

<刑事施設・保護観察所等>

- (15) 矯正管区 (P. 81)
- (16) 刑事施設 (P. 81)
- (17) 少年鑑別所 (P. 82)
- (18) 少年院 (P. 82)
- (19) 地方更生保護委員会 (P. 83)
- (20) 保護観察所 (P. 84)

<人権・外国人対応>

- (21) 法務局・地方法務局 (P. 86)
- (22) 一般財団法人 岡山県国際交流協会 (P. 88)
- (23) 外国人在留総合インフォメーションセンター (P. 89)

<医療・福祉>

- (24) 精神保健福祉センター (P. 90)
- (25) 障害者更生相談所 (知的・身体) (P. 90)
- (26) 福祉事務所 (P. 91)
- (27) 保健所 (P. 92)
- (28) 市町村保健センター (P. 93)
- (29) 社会福祉協議会 (P. 93)
- (30) 地域包括支援センター (P. 94)
- (31) 医療機関 (病院・診療所等) (P. 95)
- (32) NPO 法人岡山県精神科医会 (P. 95)
- (33) 岡山県臨床心理士会 (P. 96)

<就労関連>

- (34) 労働基準監督署 (P. 97)
- (35) ハローワーク (公共職業安定所) (P. 97)
- (36) 総合労働相談コーナー (P. 98)
- (37) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部岡山職業能力開発促進センター (P. 99)
- (38) 公共職業能力開発施設 (P. 99)

<女性・子ども>

- (39) 配偶者暴力相談支援センター (P. 101)
- (40) 岡山県男女共同参画推進センター (P. 102)
- (41) 女性相談所 (P. 103)
- (42) 民間シェルター (P. 105)
- (43) NPO 法人さんかくナビ (P. 105)
- (44) 児童相談所 (P. 106)
- (45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設 (P. 107)
- (46) 母子生活支援施設 (P. 107)
- (47) ファミリー・サポート・センター (P. 108)
- (48) 教育委員会 (P. 108)
- (49) 学校 (P. 109)
- (50) 岡山県総合教育センター (P. 109)
- (51) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター (P. 110)

<交通事件>

- (52) 岡山県交通事故相談所 (P. 111)
- (53) 一般財団法人 岡山県交通安全協会 (岡山県交通安全活動推進センター) (P. 112)
- (54) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター岡山県支部 (P. 112)
- (55) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター広島支部 (P. 112)
- (56) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国 (P. 113)
- (57) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 113)
- (58) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 岡山支所 (P. 113)
- (59) 公益財団法人 交通遺児等育成基金 (P. 115)
- (60) 公益財団法人 交通遺児育英会 (P. 115)
- (61) 国土交通省 公共交通事故被害者支援室 (P. 115)

<その他>

- (62) 公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター (P. 116)
- (63) 岡山県消費生活センター (P. 117)
- (64) 社会福祉法人 岡山いのちの電話協会 (P. 117)
- (65) 全国健康保険協会 岡山支部 (P. 118)

(1) 岡山県**(組織の紹介)**

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

■ 総合的な相談**(支援概要)**

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

岡山県県民生活部 暮らし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7259

※支援に関するリーフレットを作成しています。ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.okayama.jp/page/303063.html>

■ 県営住宅への優先入居等**1 犯罪被害者等の県営住宅への優先入居等****(支援概要)**

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇措置を実施します。また、この場合、入居者資格（収入基準、住宅困窮要件等）のうち同居親族があることを要しないこととしています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等（住宅が滅失した、住宅が奪われた、精神的な後遺症（PTSD）が生じた等）

2 配偶者等からの暴力被害者の県営住宅への優先入居等**(支援概要)**

配偶者等からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率の優遇措置を実施します。また、この場合、入居者資格（収入基準、住宅困窮要件等）のうち同居親族があることを要しないこととしています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターの一時保護又は婦人保護施設の保護が終了してから5年以内の被害者
- ② 配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から配偶者等に対し接近禁止命令又は退去命令が発令されてから5年以内の被害者

3 犯罪被害者等又は配偶者等からの暴力被害者の県営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等又は配偶者等からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、原則として1年間を超えない期間で、県営住宅を一時的に使用できる場合があります。また、この場合、入居者資格(収入基準、住宅困窮要件等)のうち同居親族があることを要しないこととしています。

(対象要件等)

上記「1及び2」と同じ。

(県営住宅への優先入居等についての窓口)

<問い合わせ先>

岡山県土木部都市局住宅課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7536

<問い合わせ先・申込先>

株式会社 東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1番20号(岡山県開発公社ビル3階)

TEL 086-222-6696

■ 民間賃貸住宅の登録等の促進

(支援概要)

犯罪被害者等住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録などを行う「新たな住宅セーフティネット制度」の周知を図るとともに、市町村等とも連携しながら、登録や居住支援法人の指定の促進に取り組んでいます。

(民間賃貸住宅の登録等についての窓口)

岡山県土木部都市局住宅課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7527

(2) 市町村

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。支援業務によっては、実施していない市町村がありますので、市町村の支援業務実施状況一覧 (P. 146) で確認してください。

- 注：■ 全市町村で実施している支援業務
□ 実施していない市町村のある支援業務

■ 総合的な相談

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口)

- ・市町村 (各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

□ 傷害 (遺族) 支援金の支給 (実施していない市町村があります)

(支援概要)

犯罪行為により傷害を受けた人又は亡くなられた人の遺族に傷害 (遺族) 支援金を支給します。

■ 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間 (免除期間含む) が 3分の2 以上であること。または、死亡日の月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がないこと。(平成 28 年 3 月 31 日までの特例)
- 2 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は 1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

(専門窓口)

- ・各市町村の国民年金担当課 (P. 147～175)

■ 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（免除期間含む）が3分の2以上あること。または、初診日の月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。（平成28年3月31日までの特例）
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳に達したとき、又は20歳に達した後に1、2級の障害の状態にあること。

(専門窓口)

- ・各市町村の国民年金担当課（P. 147～175）

■ 特別障害者手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(専門窓口)

- ・各市町村の障害福祉担当課（P. 147～175）

■ 身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援法に基づく障害福祉サービス等、自立支援医療の給付、補装具購入（修理）費の支給、心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由・心臓機能・じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

(専門窓口)

- ・各市町村の障害福祉担当課（P. 147～175）

■ 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患を有する方に、本人等の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、税の優遇措置（減免及び控除）、路線バスの運賃割引、公共施設の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引、福祉サービスの利用などが受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、認知症、高次脳機能障害、発達障害、てんかん、精神作用物質による精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(専門窓口)

- ・各市町村の精神保健福祉担当課（P. 147～175）

□ 診断書料の補助（実施していない市町村があります）

(支援概要)

身体障害者手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一部を補助します。補助額は、その費用の2分の1です。（限度額5,000円）

※ 補助額以外の経費は有料です。

(対象要件等)

- ・市町村内に居住地を有する方
- ・身体障害者手帳の交付を受けようとする方
- ・補装具の交付を受けようとする方

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

■ 自立支援給付費・医療費支給制度

(支援概要・対象要件等)

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害の種類にかかわらず、市町村が福祉サービスを一元化して提供します。

自立支援医療費の支給としては、精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

(専門窓口)

- ・福祉サービス、精神通院医療、育成医療、更生医療…各市町村（P. 147～175）

■ 心身障害者医療費公費負担制度

(支援概要)

重度心身障害のある方（児）が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

- ・ 県内の市町村に住所がある、次の①～③のいずれかに該当する者
 - ① 重度身体障害のある方…身体障害者手帳1級又は2級の所持者
 - ② 重度知的障害のある方…IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者
 - ③ 知的障害・身体障害の合併障害のある方…IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害のある者
- ※ただし、①～③に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した人は対象となりません。また、市町村によっては対象要件を拡げている場合もあります。詳しくはそれぞれの市町村にお問い合わせください。

なお、所得額により対象とならない場合があります。

(専門窓口)

- ・ 市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

■ 小児医療費公費負担制度

(支援概要)

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について、助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

- ・ 市町村によって対象年齢等が異なります。詳しくはそれぞれの市町村にお問い合わせください。

(専門窓口)

- ・ 市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

■ ひとり親家庭等医療費公費負担制度

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の親及び児童や父母のない児童を養育している方が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

(対象要件等)

- ・ 岡山県内の市町村に住所を有する次の①②に該当する者
 - ① 死別・離婚・遺棄等により配偶者が不在となった男子・女子で、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない者及びその児童

- ② 父母のいない児童を養育している配偶者のない者及びその児童
ただし、所得額により、支給できない場合があります。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

■ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子で20歳未満の児童を扶養している方
- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）男子で20歳未満の児童を扶養している方
- ・寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭であった方）

(相談窓口)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村（P. 147～175）、その他の町村については、県民局（P. 144）

□ 高等職業訓練促進給付金等事業（実施していない市町村があります）

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間（上限3年※）について、毎月給付金を支給するとともに、入学時における負担を軽減するため、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給します。

※資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は、同様の所得基準にあること
- ・修業年限1年以上の養成機関で一定の過程を修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・過去に高等技能訓練促進費又は高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと

(相談窓口)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村（P. 147～175）、その他の町村については、県民局（P. 144）

□ **自立支援教育訓練給付金事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

（対象要件等）

以下の要件すべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・原則過去に訓練給付金を受給していないこと

※ 受講前に講座の指定を受けることが必要です。

（相談窓口）

- ・市及び福祉事務所を設置する町村（P. 147～175）、その他の町村については、県民局（P. 144）

□ **母子家庭等就業・自立支援事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（対象要件等）

- ・母子家庭等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

（相談窓口）

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

□ **母子・父子自立支援プログラム策定等事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

福祉事務所等において、支援対象者の個別の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

（対象要件等）

- ・児童扶養手当受給者。ただし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外です。

（相談窓口）

- ・市及び福祉事務所を設置する町村（P. 147～175）、その他の町村については、県民局（P. 144）

■ 児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

■ 児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母、父又は養育する者に対して、支給します。

(対象要件等)

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む。）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令を受けた児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

(専門窓口)

- ・市及び福祉事務所を設置している町村（P.147～175）、その他の町については、県民局（P.144）

■ 障害児福祉手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

■ 特別児童扶養手当

(支援概要・対象要件等)

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

■ **要保護及び準要保護児童生徒援助費**

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

□ **実費徴収に係る補足給付事業**（実施していない市町村があります）

(支援概要・対象要件等)

生活保護世帯等の子どもの支給認定保護者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等で使用する日用品、文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を給付します。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

□ **私立幼稚園就園奨励費補助**（実施していない市町村があります）

(支援概要)

新制度に移行していない私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所を有し、新制度に移行していない私立幼稚園に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

□ **幼稚園等の保育料減免**（実施していない市町村があります）

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(対象要件等)

- ・在園中災害を受け、保育料の納入が困難となった方
- ・在園中の保護者の死亡又は傷病等のため保育料の納入が困難となった方
- ・〇〇幼稚園保育料減免要綱に該当する方

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

□ **一時預かり事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

様々な事情によって子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを保育したりします。

※ 利用料金は有料です。

（対象要件等）

現在、どこの保育所にも入所しておらず、市町村内に住所を有し集団保育が可能な生後6か月以上（4月1日現在）の就学前の児童で以下のいずれかの条件に該当する児童

- ・保護者の短時間、継続的な労働、就労等で、一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
- ・保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に保育が必要となる児童

（専門窓口）

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

□ **短期入所生活援助（ショートステイ）事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になったなどの理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設において一時的に養育・保護を行っています。

※ 利用料が必要です。

（対象要件等）

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ・児童の保護者の疾病
- ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

（専門窓口）

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

□ **夜間養護等（トワイライトステイ）事業**（実施していない市町村があります）

（支援概要）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※ 利用料がかかります。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

□ **無料法律相談**（実施していない市町村があります）

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

■ **住民票写しの交付等の制限**

(支援概要)

配偶者等からの暴力やストーカー、児童虐待等から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター、民間被害者支援団体等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びその他これらに準ずる行為の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は配偶者暴力相談支援センター等の相談機関で相談している方

(専門窓口)

- ・市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175）

(3) 岡山県警察本部

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

■ 被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ 被害者連絡制度

(支援概要)

殺人や傷害、性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、捜査に支障のない範囲で、事件を担当する捜査員が連絡を行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(専門窓口)

- ・各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(専門窓口)

- ・各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ 各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察総合相談電話を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談、少年相談等個別の相談電話を設けています。

(専門窓口)

- ・ 全国統一の相談専用電話 TEL # (シャープ) 9110, 086-233-0110(直通)
- ・ 被害者支援に関する各種相談 TEL 086-233-8349
- ・ 性犯罪被害相談# (シャープ) 8103 TEL 0120-001-797
- ・ 少年相談 (ヤングテレホン・いじめ 110 番) TEL 086-231-3741
- ・ 悪質商法に関する相談 (生活環境 110 番) TEL 086-231-9449
- ・ 暴力団に関する相談 (暴力団関係 110 番) TEL 086-233-8930
- ・ 交通事故証明書に関する問い合わせ (自動車安全運転センター) TEL 0867-24-4360

■ カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、臨床心理士による犯罪被害者等のためのカウンセリングを実施しています。

(専門窓口)

- ・ 岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 TEL 086-234-0110 (代表)

■ 再被害防止措置制度

(支援概要)

犯罪被害者等が、警察への被害の届け出や捜査に協力をしたことで、加害者や関係者から仕返し (いわゆる「お礼参り」) を受けるおそれがある場合があります。

警察では犯罪被害者等が、加害者や関係者から再び生命及び身体に危害を加えられないようにするため、防犯指導、自宅・勤務先・学校等への重点パトロール、防犯カメラの設置などにより、犯罪被害者等の安全を確保しています。

(専門窓口)

- ・ 岡山県警察本部刑事企画課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・ 各警察署の事件担当課 (警察署一覧 P. 142)

■ シェルター保護 (隔離保護) 制度

(支援概要)

警察では、脅迫事案、DV事案、ストーカー事案、暴力団が関係する事案等の被害に遭い、犯罪被害者等をその加害者から隔離する必要がある場合には、安全な宿泊施設等に保護しています。

この制度は、隔離保護すべき必要性が認められれば、事件化に関係なくすべての事案に適用されます。

(専門窓口)

※ 暴力団が関係しない事案

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P. 142)

※ 暴力団が関係する事案

- ・岡山県警察本部組織犯罪対策第二課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の刑事(第二)課組織犯罪対策係 (警察署一覧P. 142)

■ 犯罪被害給付制度

(支援概要)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ります。

(給付金の種類)

犯罪被害者等給付金には、次の3種類があり、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算出されます。

・遺族給付金

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族に対して支給されるもので、犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合、その負傷又は疾病にかかった日から1年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されます。

・重傷病給付金

重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者本人に対し、負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額が支給されます。

・障害給付金

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度の障害が残った犯罪被害者本人に対し、障害等級、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定した額が支給されます。

※ ただし、親族間で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険等の公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額等が調整されます。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
- 又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P. 142)

■ 初診料等公費負担制度

(支援概要)

一定の犯罪により怪我等を負った場合や性犯罪の被害に遭われた場合に、初診料、人工妊娠中絶経費、診断書料等の費用を公費で負担し、犯罪被害者等の負担を軽減しています。

(対象要件等)

- ・身体犯被害者及び性犯罪被害者

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ カウンセリング費用公費負担制度

(支援概要)

一定の犯罪により、精神科医等によるカウンセリングを受けた場合に、初診料、カウンセリング料等を支出する公費負担制度を設けています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ 性犯罪被害者への支援

(支援概要)

女性警察官による性犯罪被害相談電話への対応、捜査及び証拠採取時の配慮、交番・鉄道警察隊における女性被害相談所の設置等を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部捜査第一課 (TEL 086-234-0110 代表) ・ (#8103)
- ・各警察署の刑事(第一)課 (警察署一覧P.142)

■ 被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部少年課・少年サポートセンター
ヤングテレホン・いじめ110番 TEL 086-231-3741
メール相談: ヤングメール youngmail@pref.okayama.jp
- ・各警察署の生活安全課 (警察署一覧P.142)

■ 子ども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門員、少年補導員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部少年課・少年サポートセンター
ヤングテレホン・いじめ110番 TEL 086-231-3741
メール相談：ヤングメール youngmail@pref.okayama.jp
- ・各警察署の生活安全課（警察署一覧P.142）

■ 暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部組織犯罪対策第二課（TEL 086-234-0110 代表）
- ・各警察署の刑事(第二)課組織犯罪対策担当係（警察署一覧P.142）

■ 交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部交通指導課（TEL 086-234-0110 代表）
- ・各警察署の交通(第二)課（警察署一覧P.142）

■ 配偶者等からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者等からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課（TEL 086-234-0110 代表）
- ・各警察署の生活安全課（警察署一覧P.142）

■ ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部子ども女性安全対策課 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の生活安全課 (警察署一覧P.142)

■ 被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供できる場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
- ・各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧P.142)

■ 司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

解剖費用は公費で負担します。また、解剖遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(専門窓口)

- ・岡山県警察本部捜査第一課 (TEL 086-234-0110 代表)
又は各警察署の刑事(第一)課 (警察署一覧P.142)

岡山県警察本部 県民応接課 犯罪被害者支援室 TEL 086-234-0110 (代表)
〒700-0824 岡山市北区内山下2-4-6

パンフレット：「犯罪の被害にあわれた方へ」を作成しています。岡山県警察のホームページでもご覧いただけます。

(4) 第六管区海上保安本部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

■ 被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口)

- ・水島海上保安部 管理課 TEL 086-444-9701
- ・玉野海上保安部 管理課 TEL 0863-31-3423

■ 犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口)

- ・水島海上保安部 管理課 TEL 086-444-9701
- ・玉野海上保安部 管理課 TEL 0863-31-3423

■ 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(専門窓口)

- ・水島海上保安部 管理課 TEL 086-444-9701
- ・玉野海上保安部 管理課 TEL 0863-31-3423

■ その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口)

- ・水島海上保安部 管理課 TEL 086-444-9701
- ・玉野海上保安部 管理課 TEL 0863-31-3423

第六管区海上保安本部

水島海上保安部 〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15
TEL 086-444-9701 FAX 086-444-9703

玉野海上保安部 〒706-0011 玉野市宇野1-8-4
TEL 0863-31-3423 (FAX 兼用)

リーフレット「犯罪被害者等への支援」(海上保安庁)を作成しています。ホームページでもご覧いただけます。

http://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/hanzai_sien/index_sien.html

(5) 法テラス岡山：日本司法支援センター岡山地方事務所

(組織の紹介)

平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

■ コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル**(支援概要)**

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は全国どこからでも3分8.5円(税別)です。(固定電話からの場合)

(電話番号) 0570-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00

- ・ PHS・IP電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

■ 国選被害者参加弁護士の選定に関する業務**(支援概要)**

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- ・ 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

■ 民事法律扶助業務**(支援概要)**

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還(お支払)していただきます(無利息)。

(対象要件等)

- ・ 収入等が一定額以下であること
- ・ 勝訴の見込みがないとはいえないこと(法律相談についてはこの条件は不要です)
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

(相談日等)

岡山地方事務所での法律相談日：毎週月・水・金（祝日を除く）
10:00～12:00 13:00～15:00

他に、弁護士会の各地区法律相談センターや提携弁護士事務所等での相談も可能です。

■ 日弁連委託援助業務

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

法テラス岡山（日本司法支援センター 岡山地方事務所）

〒700-0817 岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F

TEL 050-3383-5491 FAX 086-234-8413

コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

TEL 0570-079714 「なくことないよ」

法テラスホームページ：<http://www.houterasu.or.jp/>

(6) 公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま (略称：VSCO：ヴィスコ)
(民間被害者支援団体、全国被害者支援ネットワーク加盟、岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

(組織の紹介)

「地域の力で被害者の支援を」を合い言葉に岡山県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」として、殺人、傷害、性犯罪、交通事故、DV、ストーカー、児童・高齢者・障がい者虐待などの犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などについての広報啓発活動も行っています。

支援・相談は、無料・秘密厳守です。

■ 電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員(被害者支援について専門的な研修を積んだ者)による継続的な相談を行っています。

(犯罪被害等に関する相談電話) 086-223-5562 (こころに)

(性犯罪被害相談専用電話) 086-206-7511

毎週月～土曜日(10:00～16:00) (祝日・年末年始は休みます)

■ 専門家との連絡調整や付き添い

(支援概要)

VSCOと提携している弁護士・精神科医・産婦人科医・臨床心理士などの専門家との連絡調整や付き添いを行っています。特に性犯罪被害者の場合は、性感染症や望まない妊娠の検査のため、産婦人科での受診に同行します。また、必要に応じ、警察・検察庁・法テラス・岡山県女性相談所など他の支援機関の情報提供や付き添いなども行っています。

■ 裁判支援

(支援概要)

刑事手続や少年事件の流れの説明、優先傍聴席の確保、遺影の持ち込み、記録のコピー、証人の遮へい・ビデオリンク、意見陳述などさまざまな被害者支援制度を活用するための、警察・検察庁・裁判所・法テラスとの連絡調整、刑事裁判・少年審判・家事調停の付き添いなどを必要に応じ行っています。被害者の訴訟参加・損害賠償命令に積極的に対応します。

■ 生活支援・心の支援

(支援概要)

必要に応じ、市町村や専門家と連携しながら、自宅訪問、公営住宅の確保、精神科医療・カウンセリングなどの仲介・付き添いや経済的に余裕がない場合の治療費等の

支給、犯罪被害者等給付金や被害者遺児に対する奨学金の支給・貸与等の申請補助などを行っています。

■ DV・ストーカー被害への対応

(支援概要)

岡山県女性相談所や警察への同行、保護命令や警告等の申立、弁護士の紹介などを行っています。

■ 自助グループへの支援

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士の交流などを支援しています。

(自助グループ)

- 殺人・交通事故被害者遺族のための自助グループ
- 性犯罪の被害に遭われた方のための自助グループ などがあります。

公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま (VSCO : ヴィスコ)

〒700-0818 岡山市北区蕃山町1番20号 岡山県開発公社ビル6階

TEL 086(223)5564 FAX 086(201)5564

ホームページ <http://vsco.info>

(7) NPO法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ
(略称：ファミリーズ) (民間被害者支援団体、被害者団体)

(組織の紹介)

被害当事者の方たちとともに立ち上げた被害者・支援ボランティア協働の民間支援組織です。被害者遺族同士の助け合い・情報提供などの支援を行うとともに、地域・学校等での講演活動も行っています。

支援相談は、無料・秘密厳守です。

■ 電話相談・面接相談

(支援概要)

相談員(被害者支援について専門的な研修を積んだ者)による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。(対象被害：殺人・傷害致死・交通死、DV、虐待)

(相談電話) 086-245-7831

毎週土曜日(10:00~16:00) (祝日・年末年始は休みます)

■ 直接的支援

(支援概要)

刑事裁判や検察庁などへの付き添いや、被害者が裁判へ参加される時々の様々な情報提供を必要に応じ行っています。

(窓口電話) 事務局 086-226-7744

平日 9:00~12:00、13:00~17:00

■ 自助グループの運営

(支援概要)

同じような被害に遭われた方同士で、お互いの気持ちや体験を語り合い、裁判などの情報提供、被害者遺族同士の支援傍聴(相互支援)もします。

(対象要件等)

- 犯罪・交通死遺族のための自助グループ(毎月第3土曜日、岡山市内)
- 大切な人を失った方のための分かち合いの会(毎月第4土曜日、岡山市内)

(受付電話) 086-245-7831

毎週土曜日(10:00~16:00) (祝日・年末年始は休みます)

■ 政策等の提案

(支援概要)

犯罪被害者等の権利を確立するため、行政への提案や協働事業を推進しています。

■ 広報啓発活動

(支援概要)

行政職員研修会、学校・地域での「命の授業」などへの講師派遣を通し、犯罪被害者の人権や「命の大切さ」に対する社会の理解を広げていきます。

(講演申込電話) 事務局 086-226-7744

平日 9:00～12:00、13:00～17:00

NPO法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

〒700-0816 岡山市北区富田町1-6-10 東光第一ビル2階

ももたろう第2法律事務所内

TEL 086-226-7744 FAX 086-226-6161

(8) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

犯罪被害者遺児等に対する奨学金の給与などの救援事業を行っています。

■ 奨学金等給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、奨学生採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金等を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・ 学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

(申出先)

- ・ 岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)
又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)

■ 支援金支給事業

(支援概要)

犯罪及びこれに準ずる身体に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った方、又はその方が死亡した場合の遺族の方で、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる方に支援金を支給しています。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。
- ・ その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。
- ・ 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。

(申出先)

- ・ 岡山県警察本部県民応接課 犯罪被害者支援室 (TEL 086-234-0110 代表)

■ 生活の指導及び相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的打撃の緩和を図ります。

(対象要件等)

奨学生、その保護者

(専門窓口)

電話相談コーナー TEL 03-5226-1021 ※ 通話料がかかります。

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

パンフレット：「犯罪にあわれた被害者の遺児たちに幸せを」

(再掲) 法テラス岡山：日本司法支援センター岡山地方事務所

(組織の紹介)

平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

詳しくは、P.63を参照ください。

(9) 岡山地方裁判所・岡山簡易裁判所

(組織の紹介)

犯罪を犯したとして起訴された人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

■ 刑事裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、その犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席を確保するよう配慮してもらうことができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P.143）

■ 刑事事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

なお、他人のプライバシー等を侵害するおそれがある部分については、制限を受けることがあり、閲覧等の前提として検察官や弁護人の意見を聴く必要があるため、現実に閲覧等ができるまで、多少の時間を要します。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

- ・事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧 P. 143）

■ 刑事裁判での意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

なお、審理の状況その他の事情によっては、法廷での意見の陳述に代えて、意見を記載した書面を提出する場合やそもそも意見を述べることもできません。

→詳しくは、P. 76 を参照ください。

■ 証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては、法廷で証言する際、心理カウンセラーや保護者等に付き添ってもらうことや、被害者等と加害者や傍聴席との間について立てを置くこと（遮へいの措置）、法廷とビデオ回線で結ばれた同一構内の別室又は同一構内以外の場所から証言すること（ビデオリンク方式）ができます。

(申出先)

- ・検察官（刑事事件の場合）
- ・事件を審理している裁判所（民事事件の場合）（県内の裁判所一覧 P. 143）

■ 被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

→詳しくは、P. 77 を参照ください。

■ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

（支援概要）

一定の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可があった場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件が対象となります。

なお、公判期日に出席した場合、旅費等を請求することができます。

→詳しくは、P.76を参照ください。

■ 損害賠償命令制度

（支援概要）

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円と、別途郵便切手が必要です。

（対象要件等）

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件

（申出先）

- ・ 事件を審理している地方裁判所（県内の裁判所一覧P.143）

■ 刑事和解

（支援概要）

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙2,000円が必要です。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

- ・ 事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧P.143）

岡山地方裁判所・岡山簡易裁判所

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 TEL086-222-6771（代表）

裁判所における犯罪被害者保護施策については、裁判所ホームページでもご覧いただけます。<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>
リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」を作成しています。

(10) 岡山家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

■ 事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円 (コピーをする場合は別途コピー代) が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 事件を審理している裁判所または審理した裁判所 (県内の裁判所一覧 P. 143)

■ 意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対し、原則として被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 事件を審理している裁判所 (県内の裁判所一覧 P. 143)

■ 審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を原則として受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)

- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- (申出先)
- ・事件を審理している裁判所または審理した裁判所（県内の裁判所一覧P.143）

■ 審判状況の説明（平成20年12月15日から実施）

(支援概要)

少年事件において、審判期日における審判の状況について、家庭裁判所の判断により家庭裁判所から説明を受けることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

- ・事件を審理している裁判所または審理した裁判所（県内の裁判所一覧P.143）

■ 審判傍聴（平成20年12月15日から実施）

(支援概要)

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や自動車運転過失致死傷等の一定の重大事件によって

- 1 被害者が亡くなった場合
 - ・亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- 2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

(申出先)

- ・事件を審理している裁判所（県内の裁判所一覧P.143）

岡山家庭裁判所

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 TEL086-222-6771（代表）

裁判所における犯罪被害者保護施策については、裁判所ホームページでもご覧いただけます。<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

リーフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」を作成しています。

(11) 岡山地方検察庁

(組織の紹介)

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を求めたりします。

被害者支援としては、犯罪被害者等からの様々な相談に応じたり、事件に関する情報を提供したりしています。

■ 被害者支援員による支援

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っており、各地方検察庁に被害者専用電話・FAXとして被害者ホットラインを設置しています。

(専門窓口)

- ・岡山地方検察庁の被害者ホットライン 086-224-3322 (TEL/FAX)
- なお、各地方検察庁設置の被害者ホットライン連絡先は、検察庁作成のパンフレット「犯罪被害者の方々へ」又は検察庁ホームページでご確認ください。

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所時期などの情報を通知します。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- ・目撃者その他の参考人等 (一部の通知を除く。)

(申出先)

- ・事件を取り扱った検察庁 (県内の検察庁一覧P. 143)

■ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

(支援概要)

被害者等通知制度とは別に、被害者の方が再び被害に遭わないようにするために必要がある場合には、加害者の釈放予定時期等を通知します。

(申出先)

- ・事件を取り扱った検察庁 (県内の検察庁一覧P. 143)

■ 確定記録の閲覧

(支援概要)

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後3年間となっています。

※ 閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先)

- ・事件を取り扱った検察庁（確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁）（県内の検察庁一覧P.143）

■ 不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先)

- ・事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧P.143）

■ 法廷での意見陳述

(支援概要)

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先)

- ・事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧P.143）

■ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

(支援概要)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可があった場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用につ

いて意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP. 64 参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。（対象要件等）

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件の

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

- ・ 参加の申出は、事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧 P. 143）
- ・ 国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ（法テラス岡山 P. 63 TEL 050-3383-5491）

■ 被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

- ・ 事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧 P. 143）

■ 被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

（対象要件等）

- ・ 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者、被害者の相続人等

（申出先）

- ・ 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁（県内の検察庁一覧 P. 143）

■ 刑事事件記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

（支援概要）

起訴された事件の同種余罪の被害者等が損害賠償請求をするために必要があつて、検察官を経由した申出があり、裁判所がそれを相当と認めたときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 被害者やご遺族の方々は、原則として刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。（県内の裁判所一覧 P. 143）

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- ・ 以上の者から委託を受けた弁護士

（申出先）

- ・ 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁（県内の検察庁一覧 P. 143）

岡山地方検察庁

〒700-0807 岡山市北区南方 1 - 8 - 1

TEL 086-224-5651 FAX 086-234-7275

◇被害者ホットライン 086-224-3322（TEL/FAX）

被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

検察庁では、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成しています。ホームページでもご覧いただけます。

岡山地検ホームページ

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/okayama/>

(12) 岡山弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の管轄区域毎に設置され、その区域に法律事務所を設けているすべての弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

■ 法律相談センター

(支援概要)

犯罪被害者等に弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行います。また、示談交渉、民事裁判の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関（検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など）・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

※ 法律相談～損害賠償請求などの相談～

岡山弁護士会では、法律に関する全ての相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

相談料は、5,000円（税別）（40分間 予約制）です。

岡山弁護士会

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29

TEL 086-234-5888（予約専用）

TEL 086-223-4401（代表） FAX 086-223-6566

(13) 公益財団法人 リーガル・エイド岡山(LA 岡山)

(組織の紹介)

「社会的又は経済的理由により法律上の援護を必要とするものの権利を擁護し、司法福祉の増進を図ること」を目的とした財団法人です。

岡山弁護士会の外郭団体にあたり、現在、業務毎に「おかやま犯罪被害者支援センター」を含む8センターで構成されております。

(支援概要)

公益財団法人リーガル・エイド岡山(LA 岡山)では、おかやま犯罪被害者支援センターにおいて、被害者支援弁護士名簿に登録した弁護士による面接法律相談を実施しています。ただし、実際に被害に遭われた方で、本人若しくは家族からの申込のみ相談対象となります。

○ 相談時間は60分程度、予約制

相談料は犯罪の被害者については1回目無料、2回目以降は有料です。

相談後事件を依頼する場合、資力のない人には弁護士費用を立て替えたり、その返還を免除する制度もあります。

公益財団法人 リーガル・エイド岡山

〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号 岡山弁護士会館内

TEL 086-223-7899(代)

(14) 岡山県司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

■ 総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※ 相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い要相談）。

(専門窓口：電話受付のみとなります)

- おかやま総合相談センター

岡山市北区駅前町2-2-12（司法書士会館）TEL 086-224-2334

- つやま総合相談センター

津山市小田中225-1 ふたつぎビル3階 TEL 090-9730-2333

- ぐらしき総合相談センター

倉敷市昭和2-3-22（倉敷支部事務局） TEL 086-435-3533

※ 受付時間：各総合相談センター 毎週月～金曜日 17:00～19:00（祝日除く）

■ 相続・相続登記無料面談会（面談のみ）

(支援概要)

遺言、相続、相続登記についてのご相談を受け付けています。（予約不要）

開催日：毎月第2、第4水曜日（時間：10:00～16:00）（祝日除く）

場 所：岡山市勤労者福祉センターまたは岡山市役所

岡山県司法書士会

〒700-0012 岡山市北区駅前町2-2-12 TEL 086-226-0470

無料相談会等については、ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.okayama-shiho.com/soudan/>

(15) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る被害者等通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

(対象要件等)

- ・被害者、被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

■ 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

広島矯正管区

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
TEL 082-223-8161

(16) 刑事施設

(組織の紹介)

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して「刑事施設」と呼んでいます。このうち、刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生、社会への円滑な復帰など社会適応性すなわち改善更生を実現するため様々な処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない被疑者及び被告人を収容する施設です。

■ 加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

岡山刑務所

〒701-2141 岡山市北区牟佐765 TEL 086-229-2531

(17) 少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

岡山少年鑑別所

〒701-0206 岡山市南区箕島 2512-2 TEL 086-281-1171

(18) 少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

◇県内の少年院

- ・岡山少年院 〒701-0206 岡山市南区箕島 2497 TEL 086-282-1128

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 申出先は、少年院ではなく、少年鑑別所になります。

岡山少年鑑別所

〒701-0206 岡山市南区箕島 2512-2 TEL 086-281-1171

(19) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

■ **意見等聴取制度**

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が仮釈放等審理中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所（P. 84）

■ **被害者等通知制度**

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容され、仮退院審理を行う場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 1については、事件を取り扱った検察庁（県内の検察庁一覧 P.143）
- ・ 2については、少年鑑別所（P.82）

中国地方更生保護委員会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 4階

TEL 082-221-4497 FAX 082-502-0095

被害者専用電話 TEL 082-224-0920

(20) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

■ 心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先)

- ・ 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

■ 被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・ 被害者

- ・被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
 - 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹
 - 3 加害者が医療観察法の入院処遇又は通院措置(地域社会における処遇)になった場合
 - ・被害者
 - ・被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹又はこれらのものから委託を受けた弁護士
- (申出先)
- ・ 1については、事件を取り扱った検察庁(県内の検察庁一覧 P. 143)
 - ・ 2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所(少年鑑別所 P. 82)
 - ・ 3については、被害者の居住地を管轄する保護観察所社会復帰調整官室

■ 相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

- ◇ 被害者専用電話 086-224-3008
- ◇ 相談業務等の時間 8:30~17:15(平日)

岡山保護観察所(被害者相談室)

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎2階

TEL:086-224-3008(保護観察における被害者)

086-224-5650(医療観察における被害者)

FAX:086-234-7383

リーフレット「更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度」
があります。

(21) 法務局・地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

■ **常設人権相談所**

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

(専門窓口)

- ・岡山地方法務局 人権擁護課 TEL 086-224-5761 FAX 086-224-5763
〒700-8616 岡山市北区南方 1-3-58
- ・岡山地方法務局 備前支局 TEL 0869-64-2770 FAX 0869-64-0901
〒705-0022 備前市東片上 382
- ・岡山地方法務局 倉敷支局 TEL 086-422-1260 FAX 086-422-9680
〒710-8520 倉敷市幸町 3-46
- ・岡山地方法務局 笠岡支局 TEL 0865-62-5295 FAX 0865-62-5296
〒714-0098 笠岡市十一番町 3-2
- ・岡山地方法務局 高梁支局 TEL 0866-22-2318 FAX 0866-22-1078
〒716-0062 高梁市落合町近似 500-20
- ・岡山地方法務局 津山支局 TEL 0868-22-9157 FAX 同左
〒708-0052 津山市田町 64

(受付時間) 平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

■ **特設人権相談所** (岡山地方法務局においては、法務局・人権擁護委員による「なやみごと相談所」の名称としています。)

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 上記、常設人権相談所の専用窓口

■ **みんなの人権 110 番**

(支援概要)

差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

(専門窓口)

- ・TEL 0570-003-110 受付時間/平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

■ 子どもの人権 110 番（通話料無料）

（支援概要）

子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていません。かたたり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

（専門窓口）

・TEL 0120-007-110 受付時間／平日 午前8時30分から午後5時15分まで

■ 女性の人権ホットライン

（支援概要）

近時、女性をめぐる人権問題は、ドメスティックバイオレンスを始めとする女性に対する暴力、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等が社会的に大きな問題となっています。

そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権に関わる問題を専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

（専門窓口）

・TEL 0570-070-810 受付時間／平日 午前8時30分から午後5時15分まで

■ 外国語人権総合ダイヤル

（支援概要）

日本語による意志疎通が困難な外国人が安心して相談できるようにしています。（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応しています。）

（専門窓口）

・TEL 0570-090-911 受付時間／平日 午前9時から午後5時まで

■ インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

（支援概要）

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。面接による相談では話しにくいことでも、お手持ちのパソコンや携帯電話からいつでもアクセスでき、大変便利です。

相談フォームに必要な事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日メール、電話又は面談により回答します。

(専門窓口)

・パソコン、携帯電話、スマートフォン共通 <http://www.jinken.go.jp/>



岡山地方法務局 人権擁護課

〒700-8616 岡山市北区南方1-3-58

TEL 086-224-5761 FAX 086-224-5763

(22) 一般財団法人 岡山県国際交流協会

(組織の紹介)

岡山県、市町村、企業等が出捐して設立した一般財団法人で、岡山県が設置した岡山市北区奉還町にある岡山国際交流センターを拠点に国際交流事業や国際理解事業を実施する他、外国人を対象とした各種相談に応じています。

■ **英語・日本語での一般生活相談**

(支援概要)

職員が日本語・英語での情報提供と一般生活相談に対応します。

(相談電話) TEL 086-256-2914

月曜日～土曜日 (年末年始は休みます。)

言語：日本語、英語

■ **多言語相談**

(支援概要)

中国・ブラジル・ベトナム・フィリピン出身の相談員が中国語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・韓国語で一般生活相談に対応します。

(相談専用電話) TEL 086-256-2913

(中国語・ポルトガル語)

毎月 第1・第3土曜日、第2・第4水曜日 13:00～17:00

(ベトナム語)

毎月 第1・第3土曜日 13:00～17:00

(タガログ語)

毎月 第1土曜日、第4水曜日 13:00～17:00 *電話相談のみ
第3木曜日 10:00～14:00

(韓国語)

毎月 第2水曜日 13:00～17:00 *電話相談のみ
第4水曜日 13:00～17:00

■ 外国人のための無料法律相談

(支援概要)

法律的な相談について弁護士が面談で相談に応じます。相談者には必要に応じて英語・中国語・ポルトガル語等の通訳を手配します。相談には予約が必要です。
(相談日) 毎月第3土曜日(4月を除く) (10:00~13:00)

(問い合わせ先)

(一財) 岡山県国際交流協会

〒700-0026 岡山市北区奉還町2-2-1 岡山国際交流センター1階

TEL 086-256-2914 FAX:086-256-2489

ホームページ: <http://www.opief.or.jp>

(23) 外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語(英語、韓国語、中国語、スペイン語等)でも対応しています。

・詳細については、以下を参照。

外国人在留総合インフォメーションセンター

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

(24) 精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神保健福祉の向上や精神障害者の福祉の増進を図るための都道府県及び政令指定都市が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導等、精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、認知症等に関する相談のうち複雑困難な相談に対応しています。

◇岡山県精神保健福祉センター（*岡山市民を除く）

〒700-0985 岡山市北区厚生町3-3-1

TEL 086-201-0850 FAX 086-201-0851

○相談業務

こころの電話相談（専用）TEL 086-201-0828

【受付時間】月曜日、水曜日、木曜日（9:30～12:00／13:00～16:00）

◇岡山市こころの健康センター（精神保健福祉センター）（*岡山市民を対象）

〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1

TEL 086-803-1273 FAX 086-803-1772

○電話相談、来所相談の予約受付

こころの相談電話 TEL 086-803-1274

【受付時間】月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）

（9:00～12:00／13:00～16:00）

(25) 障害者更生相談所（知的・身体）

(組織の紹介)

障害者更生相談所は、知的・身体障害のある方の社会参加と自立を図るために専門的な援助を行うとともに、医学的・心理学的・職能的判定等を行っています。また、県下の市町村の知的・身体障害者への更生援護の実施にあたり、専門的、技術的側面を支える機関としての役割を担っています。

■ 相談業務（知的障害のある方）

(支援概要)

知的に障害のある方の自立と社会参加のための相談を受けています。

- ・療育手帳の判定（18歳以上）
- ・家庭や施設等での日常生活に関する相談等

(相談機関)

◇岡山県知的障害者更生相談所 (*岡山市を除く、備前県民局管内)

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1
TEL 086-235-4316 FAX 086-235-4346

◇岡山県知的障害者更生相談所 倉敷支所 (備中県民局管内)

〒710-0052 倉敷市美和 1-14-31
TEL 086-421-0991 FAX 086-421-0990

◇岡山県知的障害者更生相談所 津山支所 (美作県民局管内)

〒708-0004 津山市山北 288-1
TEL 0868-23-5131 FAX 0868-23-5132

◇岡山市障害者更生相談所 (*岡山市を対象)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1
TEL 086-803-1247 FAX 086-803-1771

■ 相談業務 (身体障害のある方)

(支援概要)

身体障害者手帳をお持ちの方の自立と社会参加のための相談を受けています。

- ・補装具、自立支援医療 (更生医療) の判定
- ・家庭や施設等での日常生活に関する相談や福祉用具の利用方法等の助言等

(相談機関)

◇岡山県身体障害者更生相談所 (*岡山市を除く)

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1
TEL 086-235-4577 FAX 086-235-4346

◇岡山市障害者更生相談所 (*岡山市を対象)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1
TEL 086-803-1248 FAX 086-803-1771

■ 相談時間 (知的・身体)

月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

来所相談は事前連絡が必要で、電話相談は随時受け付けています。

(26) 福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています。(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。)

■ 相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

■ 生活保護制度

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全てに生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

(連絡先)

・各福祉事務所(福祉事務所一覧P.144)

(27) 保健所

(組織の紹介)

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体(都道府県や政令市や中核市)が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

■ 相談業務

(支援概要)

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等におけるPTSD等の身体的・精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中長期的な支援も行っており、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

(連絡先)

・各保健所(保健所一覧P.144)

■ 特定感染症検査

(支援概要)

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名で受けられます。

必ず事前に電話で予約してください。

(連絡先)

・各保健所(保健所一覧P.144)

(28) 市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

■ 相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(電話番号)

市町村（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

(29) 社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、住民主体を原則に住民の福祉活動推進の支援、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

□ 福祉サービスの提供等（実施していない市町村があります）

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。（サービスの内容は各市町村で異なります）

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(お申込・相談先)

・各市町村社会福祉協議会（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

■ 生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害のある方の世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(相談先)

・各市町村社会福祉協議会（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

■ 日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって、判断能力に不安のある方を対象に、社会福祉協議会の職員である専門員や生活支援員が、福祉サービスの利用手続きや日

常的な金銭管理、大切な書類の預かりの手伝いなどをすることで、地域において安心して生活が送れるよう支援を行っています。

(対象要件等)

- ・下記の3つのすべてに当てはまる方が対象です。
 - ①福祉サービス利用時の契約などの判断に不安がある方
 - ②サービスを利用する意思のある方
 - ③契約内容が理解できる方

(相談先)

- ・各市町村社会福祉協議会（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P.147～175）

■ 福祉サービスの苦情に関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスの苦情に関する相談の受付を行っています。苦情に関しては、福祉サービスについて中立的立場から解決に向けて、助言・あっせんを行っています。

(窓口)

- ・岡山県運営適正化委員会（TEL 086-226-9400）

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内

TEL. 086-226-2822（代表） FAX. 086-227-3566

支援業務の詳しい内容についてはホームページでもご覧いただけます。

<http://www.fukushiokayama.or.jp>

(30) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村等が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を続けられるよう、保健、医療、福祉、介護等の関係機関やボランティア等と連携し、総合相談支援、権利擁護、介護予防等に関する業務を行っています。

■ 総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者等からの相談に応じ、地域の保健、医療、福祉、介護等に関する適切なサービス、機関、制度の利用につなげる等の支援を行います。

■ 権利擁護業務

(支援概要)

高齢者の人権や財産を守るため、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等に関する支援を行います。

(問い合わせ先)

- ・各市町村の地域包括支援センター（各市町村の業務担当部局・連絡先一覧P. 147～175）

(31) 医療機関（病院・診療所等）

(組織の紹介)

医療を提供する場として、全国で約18万施設が存在します。岡山県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み（医療機能情報提供制度）が設けられています。

◇ 「岡山県医療機能情報提供システム」

ホームページ <http://www.qq.pref.okayama.jp>

■ 医療の提供等

(支援概要)

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。また、必要に応じて、他の医療提供施設等を紹介します。

■ 性犯罪被害者への対応

(支援概要・対象要件等)

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(32) NPO法人 岡山県精神科医会

(組織の紹介)

岡山県内のほとんどの精神科医が参加する任意の団体であって、県医師会の精神科部会、市医師会の精神科医会と共同で活動しています。

(支援概要)

各種支援団体からの相談や診療の依頼を受け、医会に所属する適切な会員や会員の勤務する病院に紹介しています。

(問い合わせ先)

・NPO法人岡山県精神科医会

〒700-0915 岡山市北区鹿田本町3-16

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター内

TEL 086-225-3821 FAX 086-225-3834

E-mail : ikai-jimukyoku@nifty.com

(33) 岡山県臨床心理士会

(組織の紹介)

県内の臨床心理士有資格者で構成されている団体です。臨床心理士は、臨床心理アセスメント（面接・観察・心理テストなどによるアセスメント）・臨床心理面接（カウンセリングなどの心理療法）・臨床心理的地域援助（問題を持った人の周囲への働きかけ）・研究の4つの業務を行っています。

岡山県臨床心理士会には、被害者支援部会という専門部会が置かれています。

(支援概要)

平成25年度から、県士会に犯罪被害者支援カウンセリング制度の窓口を立ち上げました。

被害者がカウンセリングを受ける場合の自己負担費用は、3回まで無料です。4回目以降は有料となり、担当臨床心理士の所属する機関によって、料金は異なります。

対象の被害内容は、殺人・傷害・性犯罪・交通事故死（DV・ストーカー・児童虐待は除く）としています。

なお、岡山県警察本部の犯罪被害者等のカウンセラーとして、数名の会員が委嘱されています。被害者がカウンセリングを受ける場合の自己負担費用は、無料です。

(問い合わせ先)

岡山県臨床心理士会被害者支援部会

E-mail : higai@osccp.com

(34) 労働基準監督署

(組織の紹介)

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

■ 労災保険給付

(支援概要)

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

(専門窓口)

- ・岡山労働基準監督署 労災第1課
〒700-0913 岡山市北区大供 2-11-20 TEL 086-225-0591
- ・倉敷労働基準監督署 労災課
〒710-0047 倉敷市大島 407-1 TEL 086-422-8177
- ・津山労働基準監督署 労災課
〒708-0022 津山市山下 9-6 (津山労働総合庁舎 2階) TEL 0868-22-7157
- ・笠岡労働基準監督署 労災課
〒714-0081 笠岡市笠岡 5891 TEL 0865-62-4196
- ・和気労働基準監督署 労災課
〒709-0442 和気郡和気町福富 313 TEL 0869-93-1358
- ・新見労働基準監督署 労災課
〒718-0011 新見市新見 811-1 TEL 0867-72-1136

(35) ハローワーク (公共職業安定所)

(組織の紹介)

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

■ 就職支援

(支援概要)

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

(専門窓口)

各ハローワーク 職業相談窓口

・ハローワーク岡山	〒700-0971	岡山市北区野田 1-1-20	TEL 086-241-3222
・ハローワーク津山	〒708-8609	津山市山下 9-6	TEL 0868-22-8341
・ハローワーク美作	〒707-0041	美作市林野 67-2	TEL 0868-72-1351
・ハローワーク倉敷中央	〒710-0834	倉敷市笹沖 1378-1	TEL 086-424-3333
・ハローワーク総社	〒719-1131	総社市中央 3-15-111	TEL 0866-92-6001
・ハローワーク児島	〒711-0912	倉敷市児島小川町 3672-16	TEL 086-473-2411
・ハローワーク玉野	〒706-0002	玉野市築港 2-23-12	TEL 0863-31-1555
・ハローワーク和気	〒709-0451	和気郡和気町和気 481-10	TEL 0869-93-1191
・ハローワーク備前	〒705-0022	備前市東片上 227	TEL 0869-64-2340
・ハローワーク高梁	〒716-0047	高梁市段町 1004-13	TEL 0866-22-2291
・ハローワーク新見	〒718-0003	新見市高尾 2379-1	TEL 0867-72-3151
・ハローワーク笠岡	〒714-0081	笠岡市笠岡 5891	TEL 0865-62-2147
・ハローワーク西大寺	〒704-8103	岡山市東区河本町 325-4	TEL 086-942-3212

(36) 総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内などに設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

■ 相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口)

- ・岡山労働局 総合労働相談コーナー
〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2 合同庁舎 3 階 TEL 086-225-2017
- ・岡山総合労働相談コーナー
〒700-0913 岡山市北区大供 2-11-20 岡山労働基準監督署内 TEL 086-283-4540
- ・倉敷総合労働相談コーナー
〒710-0047 倉敷市大島 407-1 倉敷労働基準監督署内 TEL 086-422-8177

- ・津山総合労働相談コーナー
〒708-0022 津山市山下9-6 津山労働総合庁舎2階 TEL 0868-22-7157
津山労働基準監督署内
- ・笠岡総合労働相談コーナー
〒714-0081 笠岡市笠岡5891 笠岡労働基準監督署内 TEL 0865-62-4196
- ・和気総合労働相談コーナー
〒709-0442 和気郡和気町福富313 和気労働基準監督署内 TEL 0869-93-1358
- ・新見総合労働相談コーナー
〒718-0011 新見市新見811-1 新見労働基準監督署内 TEL 0867-72-1136

(37) 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部岡山職業能力開発促進センター

(組織の紹介)

岡山職業能力開発促進センターは、国の雇用政策の一翼を担う事業組織として職業能力開発に関する多様な業務を展開しています。

■ **求職者向け職業訓練**

(支援概要)

当センターでは、現在就職活動をしている求職者の方で、ものづくり分野への再就職に必要な技能・技術及び関連知識を習得したい方を対象とした公共職業訓練（アビリティコース）を実施しています。また、主に雇用保険を受給できない求職者の方を対象とした求職者支援訓練もあります。

(対象要件等)

求職者

(問い合わせ先)

○岡山職業能力開発促進センター（愛称：ポリテクセンター岡山）

〒700-0951 岡山市北区田中580

訓練課 TEL 086-241-0940 FAX 086-241-1909

(38) 公共職業能力開発施設

(組織の紹介)

岡山県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が、設置、運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校があります。

■ 職業訓練

(支援概要)

就労に直接関係した技術を身につけるための研修コースなどを提供しています。

(相談窓口等)

◇職業能力開発校 (職業に必要な技能や知識の習得)

○南部高等技術専門校

〒710-0038 倉敷市新田 3241

TEL 086-424-3311

○北部高等技術専門校

〒708-0841 津山市川崎 953

TEL 0868-26-1125

○北部高等技術専門校美作校

〒707-0053 美作市安蘇 345

TEL 0868-72-0453

◇職業能力開発促進センター (職業に必要な技能や知識の習得)

○岡山職業能力開発促進センター (愛称：ポリテクセンター岡山)

〒700-0951 岡山市北区田中 580

TEL 086-241-0940

◇職業能力開発大学校 (職業に必要な高度な技能・技術や知識の習得)

○中国職業能力開発大学校

〒710-0251 倉敷市玉島長尾 1242-1

TEL 086-526-0321

◇障害者職業能力開発校 (障害者の職業に必要な技能や知識の習得)

○国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川 7520

TEL 0866-56-9000 (音声案内)

(39) 配偶者暴力相談支援センター**(組織の紹介)**

配偶者等（事実婚や元配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。岡山県では次の施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を有しています。

岡山県女性相談所(P. 103)	TEL 086-235-6060	月～金 9:00～16:30
DV夜間電話相談(P. 104)	TEL 086-235-6101	月～金 16:30～20:00
岡山県男女共同参画推進センター (ウィズセンター) (P. 102)	TEL 086-235-3310	火～土 9:30～16:30
岡山市男女共同参画 相談支援センター (相談ほっとライン) (P. 103)	TEL 086-803-3366	月・水～土 10:00～19:30 日・祝 10:00～16:30
倉敷市男女共同参画推進センター (ウィズアップくらしき) (P. 103)	TEL 086-435-5670	火～土 9:00～17:00

■ 相談業務等**(支援概要)**

DVに関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

■ カウンセリング**(支援概要)**

DVにより精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施しています。

■ 緊急時における安全の確保及び一時保護**(支援概要)**

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間、適当な場所にかくまったり避難場所を提供するものです。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

■ 自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府HP）

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

(40) 岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）

(組織の紹介)

男女共同参画社会づくりを推進していくための総合的拠点施設として、情報の提供、各種講座の開催、相談事業、就業支援等を行っています。

また、配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者からの相談や情報提供を行っています。

■ 相談業務等

(支援概要)

生き方、家族や夫婦のことなど、様々な悩みの相談に当たるため、相談コーナーを設置し、女性の相談員による一般相談と弁護士、医師による特別相談を行っています。

(相談電話) TEL 086-235-3310

- 一般相談 …火～土曜日 9:30～17:00（受付は16:30まで）
（祝日・年末年始を除きます。）
- 特別相談（予約制）
 - ・ 弁護士による法律相談 月2回
 - ・ 医師によるこころの相談 月2回
- 男性相談員による男性のための電話相談・・・毎月第2金曜日 17:00～20:00
（男性相談専用電話） TEL086-221-1270

■ 就業支援

(支援概要)

就業を希望する人のために、就業に関する情報提供等を行っています。また、結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し再就職を希望する女性を対象に、エクセル検定3級程度の技術や就業に関する知識等を修得するキャリアアップ講座を実施しています。

(電話) TEL 086-235-3307

岡山県男女共同参画推進センター（愛称：ウィズセンター）

〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）6階

TEL 086-235-3307 / FAX 086-235-3306/ E-mail: danjo@pref.okayama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/>

【市町村が設置する男女共同参画に関する総合的な施設】

(組織の紹介)

市町村が設置している施設で、男女共同参画に関する情報提供、団体の自主的活動の場の提供、相談事業等を行っていて、いずれの施設でも、女性の相談員が相談に応じています。なお、岡山市と倉敷市の施設は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有しています。

名称/郵便番号/住所	受付時間	電話/FAX 番号
岡山市男女共同参画社会推進センター 「さんかく岡山」 〒700-0822 岡山市北区表町3-14-1-201 アークスクエア表町2階	月・水～土 10:00～19:30 日・祝 10:00～16:30	TEL 086-803-3355 FAX 086-803-3344 相談ほっとライン 086-803-3366
倉敷市男女共同参画推進センター 「ウィズアップくらしき」 〒710-0055 倉敷市阿知1-7-1-603 くらしきシティプラザ東ビル6階	火～土 9:00～17:00	TEL 086-435-5750 FAX 086-435-5755 相談専用 086-435-5670
津山男女共同参画センター 「さん・さん」 〒708-8520 津山市新魚町17 アルネ・津山5階	水、 奇数月第3土 10:00～16:00	TEL 0868-31-2533 FAX 0868-31-2534
玉野市男女共同参画推進センター 〒706-0002 玉野市築港4-25-10 日の出ふれあい会館内	水以外 9:00～16:00	TEL 0863-33-7867 FAX 0863-33-7868
笠岡市男女共同参画推進センター 「てらすセンター」 〒714-0081 笠岡市笠岡1872-19	月・水 13:00～17:00	TEL 0865-62-5769 FAX 0865-62-5767
新見市男女共同参画プラザ 〒718-0011 新見市新見823-1 新見公民館3階	水～金 9:15～17:15	TEL 0867-72-6159

※祝日・年末年始を除く(岡山市は祝日実施)

(41) 女性相談所

(組織の紹介)

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として各都道府県に設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配

偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、多くの都道府県で中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者等からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・配偶者（事実婚を含む）からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(相談電話) TEL 086-235-6060 月～金曜日 9:00～16:30

(DV夜間電話相談) TEL 086-235-6101 月～金曜日 16:30～20:00

■ 一時保護

(支援概要)

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者等からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

(対象要件等)

- ・配偶者等からの暴力を受けた方
- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方

(窓口) TEL 086-235-4808

(42) 民間シェルター

(組織の紹介)

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

■ 緊急一時保護等

(支援概要)

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの付添い支援、就業や引越しのサポート、自助グループなども行っています。

※宿泊する際には、利用料が必要です。

(問い合わせ先)

・NPO 法人 さんかくナビ TEL 086-801-5073

(43) 特定非営利活動法人 さんかくナビ (DV被害当事者の支援に重点をおいている民間被害当事者支援団体)

(組織の紹介)

NPO 法人さんかくナビは、男女共同参画社会、特に女性の自立と支援をめざして、2004年6月10日に岡山県岡山市に発足しました。

現在はDV被害当事者の支援に重点をおき、民間シェルターの運営やあらゆる暴力を受けた女性へのサポート活動に取り組んでいます。

(支援概要)

■ 民間シェルター運営

広く市民や専門家、関連機関等と連携をとりながら、主にDV（デートDVを含む）被害当事者のための民間シェルターを運営しています。

■ DV被害当事者（女性と子ども）へのサポート活動

相談者やシェルターの入居者へ、それぞれの状況に応じて必要な支援を幅広く行っています。

○ アドボケイト(権利擁護)活動

関連機関(裁判所・調停・審尋・裁判、保護命令審尋、弁護士事務所、警察署、役所、教育機関、相談窓口、クリニック等)への付添い、福祉事務所など行政手続き、クリニックとの連携など

○ 自助グループ開催(定例会・毎月1回)

- その他の支援
 - 電話相談（随時）、面談による相談（要予約）
 - 生活用品の提供・運搬の手伝い、荷物搬出の同行など

■ 講演会、研修会への講師派遣

DV・デートDVなどの社会啓発にむけて

特定非営利活動法人 さんかくナビ

TEL 086-801-5073

ホームページ <http://ww32.tiki.ne.jp/~sankaku-navi/>

(44) 児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

■ 相談業務

(支援概要)

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(専門窓口)

- ・岡山県中央児童相談所 TEL 086-235-4152
- ・岡山県倉敷児童相談所 TEL 086-421-0991
- ・ // (高梁分室) TEL 0866-21-2833
- ・ // (高梁分室新見相談室) TEL 0866-21-2833
- ・ // (井笠相談室) TEL 0865-69-1680
- ・岡山県津山児童相談所 TEL 0868-23-5131
- ・岡山市こども総合相談所 TEL 086-803-2525

(45) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所した後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口)

- ・児童相談所 (P. 106)

(46) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

■ 緊急母子一時保護

(支援概要)

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

※都道府県等が所得の状況に応じて定める金額を負担していただくことになります。

(対象要件等)

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み)

- ・居住地の福祉事務所 (P. 91 参照)

(47) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

ただし、すべての市町村が設置、運営しているわけではありません。

■ 各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員 なお、市町村によって対象年齢等が異なります。

(登録のための窓口)

- ・ 市町村の担当課又はファミリーサポートセンター (P. 147～175)

(48) 教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。その際、臨床心理士等をスクールカウンセラー（SC）として、全公立小中学校及び一部の小学校に配置し、また、全県立高等学校に臨床心理士等を定期的に派遣していますので、カウンセリングを受けることができます。

また、県教育委員会は岡山・倉敷に教育相談等の窓口を開設しており、児童生徒が犯罪被害者になった場合に相談することができます。

○岡山県青少年総合相談センター（岡山市北区南方2丁目13-1）

<教育相談窓口> TEL 086-221-7490

電話相談（日～土 8:30～12:00, 13:00～21:30）※年末年始を除く

面接相談（日～土 要予約）※年末年始を除く

<進路相談窓口> TEL 086-224-1121

電話相談（月～土 8:30～12:00, 13:00～21:30）※年末年始を除く

面接相談（月～土 要予約）※年末年始を除く

○倉敷教育相談室 TEL 086-427-0244（倉敷市羽島1083）

電話相談（水 9:00～12:00, 13:00～16:00）※年末年始を除く

面接相談（水 10:00～12:00, 13:00～16:00 要予約）※年末年始を除く

(49) 学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理士等と連携して、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL 086-226-7589 FAX 086-224-3035

ホームページ <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/314/>

(50) 岡山県総合教育センター

(組織の紹介)

岡山県内の幼児、小・中・高校生、保護者、教職員の方々を対象に、学習、不登校、いじめ、発達障害等、教育上の諸課題についての相談を行っています。必要に応じて学校や関係機関と連携をとることができます。

なお、親子でおいでになる場合は、複数の相談員が子どもとの相談と保護者との相談を同時に並行して行います。

相談は無料です。

■ 教育相談

教育相談専用 TEL 0866-56-9115

◇教育相談

- ・面接相談（予約制）
 - 月・水・木・金曜日 9:00～19:00
 - 火曜日 13:00～19:00
- ・電話相談
 - 月・水・木・金曜日 9:00～17:00
 - 火曜日 13:00～17:00
 - 土・日・祝・振替休日はお休みです。

岡山県総合教育センター

〒716-1241 加賀郡吉備中央町吉川 7545-11

TEL 0866-56-9101 (代表) FAX 0866-56-9121 (代表)

ホームページ：<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/>

(51) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

(組織の紹介)

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及等に関する各種業務のほか、災害共済給付、学校安全支援業務などを行っており、全国に6か所の支所があります。

■ 災害共済給付

(支援概要)

義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園や保育所の管理下における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給します。

給付金の支払請求は、学校の設置者がセンター(支所)に対して行い、給付金はセンター(支所)から学校の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※ 共済掛金が必要です。

※ 日本スポーツ振興センター法により認められる場合に給付されます。

(対象要件等)

在籍する学校にお問い合わせください。

(52) 岡山県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、無料で相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

■ 相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、更生問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。また、相談内容によっては、弁護士による無料相談も受けられます。

(専門窓口)

岡山県交通事故相談所

○岡山本所 TEL 086-226-7334 (直通)

相談時間 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

9:00～12:00 13:00～16:00

○津山支所 TEL 0868-23-1248 (直通)

相談時間 木曜日 (祝日、年末年始を除く)

13:00～16:00

※ 笠岡市と新見市で、巡回相談を実施しています。

・笠岡市 毎月第3水曜日 (10:00～12:00、13:00～15:00)

・新見市 毎月第2金曜日 (同上)

岡山県交通事故相談所

岡山本所 〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ

TEL 086-226-7334 (直通) FAX 086-234-6252

津山支所 〒708-8506 津山市山下5-3 美作県民局別館1階

TEL 0868-23-1248 (直通)

巡回相談

・笠岡市役所(協働のまちづくり課) 笠岡市六番町2-5(井笠地域事務所第2庁舎内)

・新見市役所 新見市310-3

リーフレット「交通事故でお困りではありませんか？」を県民局、市町村、警察署の窓口に置いています。

(53) 一般財団法人 岡山県交通安全協会（岡山県交通安全活動推進センター）

（組織の紹介）

都道府県公安委員会に指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

■ **交通事故相談活動**

（支援概要）

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

（専門窓口） TEL 086-724-9700

一般財団法人 岡山県交通安全協会

〒709-2192 岡山市北区御津中山 443-3

TEL 086-724-9700 FAX 086-724-9711

(54) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 岡山県支部

（組織の紹介・支援概要）

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について、弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

（窓口）

（公財）日弁連交通事故相談センター岡山県支部

岡山相談所 予約専用 TEL 086-234-5888

倉敷相談所 TEL 086-422-0478

津山相談所 TEL 0868-22-0464

（公財）日弁連交通事故相談センターのホームページ <http://www.n-tacc.or.jp/>

(55) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 広島支部

（組織の紹介・支援概要）

交通事故に関する紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として、全国 11 カ所に拠点を設けて活動しています。自動車事故の損害賠償問題について当事者間で解決ができない場合に、中立・公正な立場の弁護士が無料で面接相談や和解のあっ旋などを行います。

（窓口）

（公財）交通事故紛争処理センター広島支部 TEL 082-249-5421

（公財）交通事故紛争処理センターのホームページ <http://www.jcstad.or.jp/>

(56) 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国

(組織の紹介)

損害保険に関する一般的な相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

- ◇ ナビダイヤル TEL 0570-022808
- ◇ 直通電話 TEL 082-553-5201
(PHS・IP電話から)

(57) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介・支援概要)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

(窓口)

TEL 0120-159-700

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構のホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(58) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 岡山支所

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

■ 介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(介護料を支給できる可能性がある方)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級1号、第1級2号、第2級1号、第2級2号の認定を受けている方
※平成14年3月31日以前(同別表改正以前)に事故にあわれた方は自動車事故対策機構広島主管支所(TEL 082-297-2255)までご確認ください。

②自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方

- ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
- ・事故後 18 ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

■ 生活資金貸付

（支援概要・対象要件等）

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付
自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様に対する貸付
- ・不履行判決等貸付
自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付
- ・後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険（共済）金の請求から支払いがなされるまでの間に対する貸付
- ・保障金一部立替貸付
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求している方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

■ 相談業務

- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。
NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738
(土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)
※ 通話料は負担していただきます。

独立行政法人 自動車事故対策機構 岡山支所

〒700-0941 岡山市北区青江 1-22-33

TEL 086-232-7053 FAX 086-231-6742

<http://www.nasva.go.jp>

(59) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(支援概要)

交通事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて、安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

また、自動車事故被害者家庭に対し、越年資金、入学支度金、就職支度金、緊急時見舞金を支給したり、緊急一時貸付を行っています。

(問い合わせ先)

年金制度 TEL 0120-16-3611 または 03-5212-4511

給付制度 TEL 03-3237-0158

※ 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://www.kotsuiji.or.jp/index.htm>

(60) 公益財団法人 交通遺児育英会

(支援概要)

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費について、奨学金を無利子で貸与します。

(専門窓口)

TEL 0120-521286 (フリーダイヤル)

TEL 03-3556-0773 (奨学課・直通)

(61) 国土交通省 公共交通事故被害者支援室

(組織の紹介)

航空、鉄道、バス等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、公共交通における事故が発生した場合の情報提供、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期的にわたる支援を行っています。

(支援概要)

常設の窓口のほか、必要に応じ事故現場の近くなどに相談窓口を設けて、被害者等からの生活支援・経済支援・心身のケア等に関する相談や要望への対応や関係機関の紹介などを行います。

事故調査、安全対策等に係る被害者等への説明会を開催することもあります。

(専門窓口)

・公共交通事故被害者支援室 (※総合政策局安心生活政策課内、平日 9:30~18:15)

TEL 03-5253-8969

(62) 公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

■ 暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、警察OBが、面談・電話等により、暴力団など反社会的勢力による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

(窓口) 岡山事務所 TEL 086-233-2140

倉敷連絡所 TEL 086-434-2140

津山連絡所 TEL 0868-22-2140

■ 見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により身体に被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

(窓口) 岡山事務所 TEL 086-233-2140

※ 支給対象要件あり

■ 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟等に係る費用の無利子貸付けを行っています。

(対象要件)

- ・ 暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

(窓口) 岡山事務所 TEL 086-233-2140

※ 支援対象要件あり

(公財)岡山県暴力追放運動推進センター

〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所内

TEL 086-233-2140

(63) 岡山県消費生活センター

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害からの救済を図るため公平公正な立場で処理にあたっています。

■ 相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法等の被害に遭った消費者への助言・あっせん等を行っています。

◇ 岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）5階

相談方法：電話・来所・Eメール

受付時間：火～日曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～16:30

相談電話：TEL 086-226-0999 FAX 086-227-3715

◇ 岡山県消費生活センター 津山分室

〒708-8506 津山市山下53 岡山県美作県民局 相談室内

相談方法：電話・来所

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～16:30

相談電話：TEL 0868-23-1247

(64) 社会福祉法人 岡山いのちの電話協会

(組織の紹介)

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる力を見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

■ 相談業務

(支援概要)

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、年中無休24時間、電話相談に応じます。

(相談電話) TEL 086-245-4343

社会福祉法人 岡山いのちの電話協会

〒700-0972 岡山市北区上中野1-3-5

相談専用 TEL 086-245-4343

事務局 TEL 086-245-4344 FAX 086-245-7743

ホームページ <http://okayama-inochi.jp/>

(65) 全国健康保険協会 岡山支部

(組織の紹介)

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険で、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、医療費や傷病手当金等の保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

■ 第三者行為による傷病届等について

交通事故やけんかなどの第三者行為等により怪我をしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則ですが、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払います。

全国健康保険協会が、健康保険給付した費用を加害者に対して請求する際に「第三者行為による傷病届等」が必要ですので、すみやかな提出をお願いしています。

全国健康保険協会（協会けんぽ）岡山支部

〒700-8506 岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル

TEL 086-803-5780 FAX 086-803-5750

申請用紙等は、ホームページからもダウンロードできます。

6. 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。
※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)
- ・法テラス岡山(P. 63)
- ・岡山県くらし安全安心課 (P. 43)
- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室又は各警察署の警務課被害者支援係 (P. 55)
- ・各市町村の相談業務担当課 (市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

- ・精神保健福祉センター (P. 90)
- ・保健所 (保健課の精神保健福祉担当) (P. 92、保健所一覧 P. 144)
- ・市町村保健センター (P. 93、市町村の業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)
- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室又は各警察署の警務課被害者支援係 (P. 55)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先)

- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

(3) 生活上の問題

① 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

- ・総合労働相談コーナー (P. 98)
- ・法律相談 … 岡山弁護士会 (P. 79)

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

(連絡先)

- ・総合労働相談コーナー (P. 98)
- ・法律相談 … 岡山弁護士会 (P. 79)

働かなければならないが、就職先が見つからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先)

- ・ハローワーク (公共職業安定所) (P. 97)
- ・岡山職業能力開発促進センター (P. 99)

★公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

- ・ハローワーク（公共職業安定所）（P. 97）
- ・岡山職業能力開発促進センター（P. 99）
- ・公共職業能力開発施設（P. 99）

★訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

(連絡先)

- ・ハローワーク（公共職業安定所）（P. 97）

★母子家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(連絡先)

- ・岡山県ひとり親家庭支援センター TEL 086-201-7260
- ・市町村（P. 50）

★母子・父子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、支援対象者の個別の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(連絡先)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村
- ・その他の町村については県民局（P. 50）

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間（上限3年※）について、毎月一定額を支給するとともに、入学時における負担を軽減するため、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給します。

※資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年

(連絡先)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村
- ・その他の町村については県民局（P. 49）

★自立支援教育訓練給付金事業

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(連絡先)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村
- ・その他の町村については県民局（福祉事務所）（P. 50）

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 127 「④子育てに伴う問題」を参照ください。

② 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を一時的に使用できる場合があります。また、この場合、入居者資格（収入基準、住宅困窮要件等）のうち同居親族があることを要しないこととしている場合もあります。

(連絡先)

- 県営住宅 岡山県土木部都市局住宅課（P. 44）
(株)東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター（P. 44）
- 市町村営住宅 各市町村住宅担当課（P. 147～175）

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室又は各警察署の警務課被害者支援係（P. 60）

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優先入居等

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。市町村によっては、優先入居対象としていない場合があります。

また、この場合、入居者資格（収入基準、住宅困窮要件等）のうち同居親族があることを要しないこととしている場合もあります。

(連絡先)

- 県営住宅 岡山県土木部都市局住宅課 (P. 44)
(株)東急コミュニティー 岡山県営住宅管理センター (P. 44)
- 市町村営住宅 各市町村住宅担当課 (P. 147～175)

★ステップハウスの提供

DV被害者及び同伴家族に対して、安全に生活できる住環境の提供や自立した生活を送るための継続的な心の回復支援、就労支援及び生活支援についても行うステップハウスを提供し、自立を支援します。

(連絡先)

- 社会福祉法人クムレ (岡山県から委託) TEL086-446-2210

③ 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給します。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室又は各警察署の警務課被害者支援係 (P. 57)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先)

- ・労働基準監督署 (P. 97)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先)

- ・通学先の小学校・中学校等
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター (P. 110)

医療費の負担を軽くしたい

●限度額適用認定証

保険診療において、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に表示すると、1ヶ月の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※保健医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。

(連絡先)

- ・事業主（勤務先の庶務担当）
- ・協会管掌健康保険…全国健康保険協会岡山支部（P. 118）
- ・組合健保…健康保険組合
- ・国民健康保険…市町村
- ・後期高齢者医療制度…市町村
- ・各種共済保険…各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

- ・事業主（勤務先の庶務担当）
- ・協会管掌健康保険…全国健康保険協会岡山支部（P. 118）
- ・組合健保…健康保険組合
- ・国民健康保険…市町村
- ・後期高齢者医療制度…市町村
- ・各種共済保険…各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

(連絡先)

- ・事業主（勤務先の庶務担当）
- ・協会管掌健康保険…全国健康保険協会岡山支部（P. 118）
- ・組合健保…健康保険組合
- ・国民健康保険…市町村
- ・後期高齢者医療制度…市町村
- ・各種共済保険…各共済組合

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税及び復興特別所得税が軽減されます。

(連絡先)

- ・ 税務署 (税務署一覧 P. 145)

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療 (身体上の障害・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童)、更生医療 (身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方) にかかる費用の自己負担額上限が原則として 1 割になります。

(連絡先)

- ・ 精神通院医療、育成医療、更生医療…市町村 (P. 47、業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

★心身障害者医療費公費負担制度

重度心身障害のある方 (児) が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

(連絡先)

- ・ 市町村 (P. 48、業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

★小児医療費公費負担制度

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について、助成を受けることができます。

(連絡先)

- ・ 市町村 (P. 48、業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

★ひとり親家庭等医療費公費負担制度

母子・父子家庭等の児童や父母のいない児童を養育している方が、医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。

(連絡先)

- ・ 市町村 (P. 48、業務担当部局・連絡先一覧 P. 147～175)

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付制度

低所得者や障害者世帯、高齢者世帯に無利子または低利で福祉資金・教育支援資金、緊急小口資金貸付を行っています。また、失業により生計の維持が困難となっ

た世帯に対し、生活再建までの取組みへの支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。

(連絡先)

- ・各市町村社会福祉協議会 (P. 147～175)

★児童扶養手当

父親又は母親の死亡等、父親又は母親が実質的に不在の家庭等で、18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対して支給します。(ただし、様々な支給制限があります。)

(連絡先)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村
- ・その他の町村については県民局 (P. 51)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母又は父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(連絡先)

- ・市及び福祉事務所を設置する町村
- ・その他の町村については県民局 (P. 49)

★寡婦(寡夫)控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方等には、寡婦(寡夫)控除の適用があり、所得税及び復興特別所得税が軽減されます。

(連絡先)

- ・税務署(税務署一覧P. 145)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先)

- ・市町村 (P. 52)

★実費徴収に係る補足給付事業（実施していない市町村があります）

（支援概要・対象要件等）

生活保護世帯等の子どもの支給認定保護者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等で使用する日用品、文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等の実費徴収額の一部を給付します。

（専門窓口）

- ・市町村（P. 52）

★私立幼稚園就園奨励費補助

新制度に移行していない私立幼稚園に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（連絡先）

- ・市町村（P. 52）

★幼稚園等の保育料減免

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

（連絡先）

- ・市町村（P. 52）

④ 子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先）

- ・市町村（P. 45）
- ・児童相談所（P. 106）
- ・岡山県青少年総合相談センター

〈総合相談窓口〉 TEL086-224-7110 年中無休（年末年始を除く）

8:30～21:30

面接相談（要予約）メール相談 soudan110@pol.oninet.ne.jp

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

- ・ファミリー・サポート・センター（P. 108）

子どもを預けたい

★一時預かり事業

様々な事情により子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先)

- ・市町村 (P. 53)

★ショートステイ、トワイライトステイなど

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先)

- ・市町村 (P. 53)
- ・療育困難が長期にわたる場合…児童相談所 (P. 106)

⑤ 福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障害者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先)

- ・市町村 (福祉事務所) (P. 91)
- ・社会福祉協議会 (P. 93)
- ・高齢者…地域包括支援センター (P. 94)

⑥ 報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室 (P. 19) 又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)
- ・岡山弁護士会 (P. 80)
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介…法テラス岡山 (P. 63)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介…法テラス岡山 (P. 63)
- ・人権相談…法務局 (P. 86)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

(4) 加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等の自宅を訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導などを行います。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室 (P. 55) 又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)

★再被害防止のための警戒、情報提供等

犯罪の再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、被害者等対策端末の貸出しなどを行います。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室 (P. 55) 又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)
- ・岡山県警察本部刑事企画課 (TEL 086-234-0110 代表) 又は各警察署の事件担当課 (警察署一覧 P. 142)

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定時期等を通知します。

（連絡先）

- ・ 県内の各検察庁（P. 75）（検察庁一覧 P. 143）

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

殺人や傷害、性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、捜査に支障のない範囲で、事件を担当する捜査員が連絡を行います。

（連絡先）

- ・ 岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室（P. 55）
又は各警察署の警務課の被害者支援係（警察署一覧 P. 142）
- ・ 海上での事件の場合…海上保安部（P. 61）

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先）

○処理結果

- 成人の刑事事件 … 県内の各検察庁（P. 75）
- 少年事件の審判結果 … 県内の家庭裁判所（P. 74）

○加害者の処遇状況等

- 成年の刑事事件 … 県内の各検察庁（P. 75）
- 審判結果が「少年院送致」の少年事件 … 岡山少年鑑別所（P. 82）
- 審判結果が「保護観察」の少年事件 … 岡山保護観察所（P. 84）
- 保護観察中の少年及び成人又は医療観察法の入院処遇又は通院処遇者
…岡山保護観察所（P. 84）

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

（連絡先）

- ・ 県内の各検察庁（P. 76）
- ・ 岡山弁護士会（P. 79）
- ・ 民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。また、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先)

- ・ 県内の各検察庁 (P. 76)
- ・ 岡山弁護士会 (P. 79)
- ・ 民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ (P. 67))

★公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

(連絡先)

- 公判記録(公判係争中) … 県内の各地方裁判所・簡易裁判所 (P. 71)
- 公判記録(起訴された事件の同種余罪の被害者) … (連絡先) 県内の各検察庁 (P. 78)
- 少年保護事件の記録 … 県内の各家庭裁判所 (P. 73)
- ・ 岡山弁護士会 (P. 79)
- ・ 民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

○少年審判傍聴制度

一定の重大事件については家庭裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。

○審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所の判断により家庭裁判所から説明を受けることができます。

○審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を原則として受け取ることができます。

(連絡先)

- ・ 県内の家庭裁判所 (P. 73)
- ・ 岡山弁護士会 (P. 79)
- ・ 民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、原則として被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(連絡先)

- 成年の刑事事件 … 県内の各検察庁 (P. 76)
- 少年事件 … 県内の各家庭裁判所 (P. 73)
 - ・岡山弁護士会 (P. 79)
 - ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 76)
- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

(連絡先)

- ・広島矯正管区 (P. 81)
- ・岡山刑務所 (P. 81)

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を原則として述べるすることができます。

(連絡先)

- ・中国地方更生保護委員会 (P. 84)
- ・岡山保護観察所 (P. 84)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に原則として伝えます。

(連絡先)

- ・岡山保護観察所 (P. 84)

(5) 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

(連絡先)

- ・法テラス岡山（相談窓口や法制度を紹介するほか、資力などについて一定の要件に該当する方は、弁護士による無料法律相談（予約制）を行っています。）（P. 64）
- ・岡山弁護士会（P. 79）
- ・県内の各検察庁（P. 143）
- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先)

- ・法テラス岡山（P. 63）
- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

警察署・検察庁・裁判所に赴くことに不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先)

- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）
- ・検察庁（法廷のみ）（P. 75）
- ・法テラス岡山（P. 63）
- ・岡山弁護士会（P. 79）
- ・（少年事件につき）家庭裁判所（P. 73）

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

殺人や傷害、性犯罪などの身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、

被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、捜査に支障のない範囲で、事件を担当する捜査員が連絡を行います。

(連絡先)

- ・岡山県警察本部県民応接課犯罪被害者支援室 (P. 55) 又は各警察署の警務課被害者支援係 (警察署一覧 P. 142)
- ・海上での事件の場合…各海上保安部 (P. 61)

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

○処理結果

成人の刑事事件 … 県内の各検察庁 (P. 75)

少年事件の審判結果 … 県内の家庭裁判所 (P. 73)

○加害者の処遇状況等

成人の刑事事件 … 県内の各検察庁 (P. 75)

審判結果が「少年院送致」の少年事件 … 岡山少年鑑別所 (P. 82)

保護観察中の少年及び成人又は医療観察法の入院処遇又は通院処遇者
…岡山保護観察所 (P. 84)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 76)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。また、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 76)

★公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先)

- 公判記録（公判係属中） … 県内の各地方裁判所・簡易裁判所（P. 71）
- 公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害者） … 県内の各検察庁（P. 78）
- 少年保護事件の記録 … 県内の各家庭裁判所（P. 73）
 - ・岡山弁護士会（P. 79）
 - ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

★少年審判傍聴制度

一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。

(連絡先)

- ・県内の家庭裁判所（P. 74）
- ・岡山弁護士会（P. 80）
- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 66、ファミリーズ P. 68）

★審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。

(連絡先)

- ・県内の家庭裁判所（P. 74）
- ・岡山弁護士会（P. 79）
- ・民間被害者支援団体（VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67）

★審判結果の通知

原則として、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先)

- ・県内の家庭裁判所（P. 73）

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。少年事件についても、原則として、裁判官や家庭裁判所調査官に対し、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(連絡先)

- 成人の刑事事件 … 県内の各検察庁 (P. 76)
- 少年事件 … 県内の各家庭裁判所 (P. 73)
 - ・法テラス岡山 (P. 63)
 - ・岡山弁護士会 (P. 79)
 - ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 76)
- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先)

- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（国選被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

(連絡先)

- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先)

- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・各市町村の無料法律相談 (P. 54)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先)

- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先)

- ・岡山地方裁判所及び同支部 (P. 72)
- ・法テラス岡山 (P. 63)
- ・岡山弁護士会 (P. 79)
- ・民間被害者支援団体 (VSCO P. 65、ファミリーズ P. 67)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産(犯罪被害財産)を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先)

- ・県内の各検察庁 (P. 77)

関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 (表)

受理年月日	年 月 日
相談者の氏名等	氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女
	連絡先：電話 () 住所 メールアドレス
	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄) <input type="checkbox"/> その他()
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	被害発生日： 年 月 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他()
	被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他()
当該被害による 心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 既往症： <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> やや健康 <input type="checkbox"/> 病弱
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、 後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	具体的状況(傷害や後遺障害の程度)：
犯罪被害者等の要望 ※犯罪被害者等からの 申告を基に記載	
自機関・団体で実施 した支援の内容	
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： 年 月頃、相談機関・団体名： 受けた支援の概要：
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考	
情報提供についての 同意確認欄	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。 署名又は同意確認記述 <input type="text"/> (署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)
電話相談等の場合 ※非通知の場合はその旨記入	上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに 電話 () から、 年 月 日 時 分同意を得た。
連絡年月日	年 月 日
当部署 連絡先	

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

(裏)

犯罪被害者等の要望	<input type="checkbox"/> 総合的に相談したい			
	<input type="checkbox"/> 医療相談	<input type="checkbox"/> 精神的ケア	<input type="checkbox"/> 就職相談	<input type="checkbox"/> 住居相談
	<input type="checkbox"/> 経済的支援	<input type="checkbox"/> 子育て相談	<input type="checkbox"/> 福祉相談	<input type="checkbox"/> マスコミ対応
	<input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判	<input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談	<input type="checkbox"/> 加害者の情報提供	
<input type="checkbox"/> その他				
特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)				

7. 市町村・関係機関等連絡先一覧

(1) 犯罪被害者支援の主な相談窓口一覧

■ 犯罪被害についての総合的な相談

相談内容	名称	連絡先（電話）	掲載頁
犯罪被害者等の全般的な相談及び具体的な相談窓口の紹介等	岡山県県民生活部くらし安全安心課	086-226-7259	P. 43
犯罪被害者や家族、遺族の方からの各種相談	おかやま被害者支援ネットワーク事務局（岡山県警察本部内）	086-233-8349	P. 55
被害相談、事件に関する問い合わせ	岡山地方検察庁 被害者ホットライン	TEL・FAX 086-224-3322	P. 75
捜査や裁判の流れなど制度の紹介、犯罪被害者支援に対する機関・団体の相談窓口や精通弁護士の紹介、民事法律扶助	日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714	P. 63
	日本司法支援センター 岡山地方事務所（法テラス岡山）	050-3383-5491	

◇ 民間被害者支援団体

区分	団体の名称	主な支援内容	掲載
犯罪被害者支援団体、全国被害者支援ネットワーク加盟	岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」 公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま（VSCO） TEL 086-223-5564 （事務局）	[殺人・傷害・性犯罪・交通事故・DV・ストーカ一など犯罪被害全般について] 電話・面接相談、危機介入（被害直後の支援）、弁護士・精神科医・産婦人科医・臨床心理士・警察・法テラスなどへの橋渡し、刑事裁判・少年審判の支援、生活支援、心の支援、自助グループ活動（性犯罪被害者、殺人・交通事故遺族）の支援など	P. 65
犯罪被害者支援団体、被害者団体	NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ TEL 086-226-7744 （事務局）	[殺人・傷害致死・交通死など遺族支援を主として] 電話・面接相談、法律相談への橋渡し、傍聴付添い、自助グループ運営、犯罪・交通死遺族による仲間同士の助け合い・情報提供（被害者参加制度ほか）、犯罪被害理解のための講演活動（命の授業など）	P. 67
DV被害当事者の支援に重点をおいているなど民間被害者支援団体	NPO法人 さんかくナビ TEL 086-801-5073 （事務局）	電話、面接相談、民間シェルター等を運用した自立・自立生活用品支援、自助グループ（子どもも含めた）の運営支援、社会資源活用のための支援、弁護士・警察・相談所・裁判所など必要な機関への同行支援と保育など	P. 105

(2) 市町村 犯罪被害者等施策担当部局一覧

	市町村名	〒	住 所	担 当 課	電話番号	備考
1	岡山市	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	生活安全課	086-803-1106	
2	倉敷市	710-8565	倉敷市西中新田640	生活安全課	086-426-3111	
3	津山市	708-8501	津山市山北520	環境生活課	0868-32-2056	
4	玉野市	706-8510	玉野市宇野1-27-1	総務課	0863-32-5547	
5	笠岡市	714-0087	笠岡市六番町2-5	協働のまちづくり課	0865-69-2123	
6	井原市	715-8601	井原市井原町311-1	協働推進課	0866-62-9508	
7	総社市	719-1192	総社市中央1-1-1	人権・まちづくり課	0866-92-8253	
8	高梁市	716-8501	高梁市松原通2043	市民課	0866-21-0254	
9	新見市	718-8501	新見市新見310-3	福祉課	0867-72-6126	
10	備前市	705-8602	備前市東片上126	市民協働課	0869-64-1823	
11	瀬戸内市	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300-1	市民課 (人権啓発室)	0869-22-3922	
12	赤磐市	709-0898	赤磐市下市344	くらし安全課	086-955-2650	
13	真庭市	719-3292	真庭市久世2927-2	くらし安全課	0867-42-1017	
14	美作市	707-8501	美作市栄町38-2	総務課	0868-72-1111	
15	浅口市	719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050	総務課	0865-44-7000	
16	和気町	709-0495	和気郡和気町尺所555	危機管理室	0869-93-1123	
17	早島町	701-0303	都窪郡早島町前湯360-1	総務課	086-482-0611	
18	里庄町	719-0398	浅口郡里庄町里見1107-2	総務課	0865-64-3111	
19	矢掛町	714-1297	小田郡矢掛町矢掛3018	町民課	0866-82-1011	
20	新庄村	717-0201	真庭郡新庄村2008-1	総務企画課	0867-56-2626	
21	鏡野町	708-0392	苫田郡鏡野町竹田660	保健福祉課	0868-54-2986	
22	勝央町	709-4316	勝田郡勝央町勝間田201	総務部	0868-38-3111	
23	奈義町	708-1392	勝田郡奈義町豊沢306-1	総務課	0868-36-4111	
24	西粟倉村	707-0503	英田郡西粟倉村影石2	総務企画課	0868-79-2111	
25	久米南町	709-3614	久米郡久米南町下弓削502-1	総務企画課	086-728-2111	
26	美咲町	709-3717	久米郡美咲町原田1735	福祉事務所	0868-66-1129	
27	吉備中央町	716-1192	加賀郡吉備中央町豊野1-2	住民課	0866-54-1316	

(3) 警察署一覽

警察署	郵便番号	所在地	電話	備考
岡山中央警察署	703-8575	岡山市中区浜1-19-39	086-270-0110	
岡山東警察署	704-8191	岡山市東区西大寺中野501-9	086-943-4110	
岡山西警察署	700-0065	岡山市北区野殿東町2-10	086-254-0110	
岡山南警察署	700-0944	岡山市南区泉田5-4-6	086-245-0110	
岡山北警察署	709-2132	岡山市北区御津草生2090	086-724-0110	
赤磐警察署	709-0861	岡山市東区瀬戸町瀬戸166	086-952-0110	
備前警察署	705-0001	備前市伊部276-1	0869-63-0110	
瀬戸内警察署	701-4302	瀬戸内市牛窓町牛窓4780-11	0869-34-6110	
玉野警察署	706-0011	玉野市宇野1-13-1	0863-32-0110	
児島警察署	711-0921	倉敷市児島駅前4-83	086-473-0110	
倉敷警察署	710-0047	倉敷市大島451-1	086-426-0110	
水島警察署	712-8063	倉敷市水島南幸町4-1	086-444-0110	
玉島警察署	713-8102	倉敷市玉島1354	086-522-0110	
笠岡警察署	714-0087	笠岡市六番町2-3	0865-63-0110	
井原警察署	715-0006	井原市西江原町859-1	0866-62-9110	
総社警察署	719-1134	総社市真壁426-1	0866-94-0110	
高梁警察署	716-0047	高梁市段町1017-1	0866-22-0110	
新見警察署	718-0011	新見市新見389-1	0867-72-0110	
真庭警察署	717-0023	真庭市江川821-1	0867-44-6110	
津山警察署	708-0822	津山市林田77	0868-25-0110	
美作警察署	707-0003	美作市明見333-1	0868-72-0110	
美咲警察署	709-3703	久米郡美咲町打穴中1082-2	0868-66-0110	

(4) 検察庁一覧

検 察 庁 名	〒	所 在 地	電 話	備 考
広島高等検察庁 岡山支部	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号	086-224-5654	
岡山地方検察庁 *被害者ホットライン	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号	086-224-5651 086-224-3322	
〃 倉敷支部	710-0051	倉敷市幸町3番46号	086-422-1047	
〃 新見支部	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号 岡山地検内	086-224-5651	
〃 津山支部	708-0051	津山市椿高下52番地	0868-22-8121	
岡山区検察庁	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号	086-224-5651	
玉野区検察庁	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号 岡山地検内	086-224-5651	
児島区検察庁	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号 岡山地検内	086-224-5651	
高梁区検察庁	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号 岡山地検内	086-224-5651	
倉敷区検察庁	710-0051	倉敷市幸町3番46号	086-422-1047	
玉島区検察庁	710-0051	倉敷市幸町3番46号 倉敷支部内	086-422-1047	
笠岡区検察庁	714-0081	笠岡市笠岡1769番地	0865-62-2621	
新見区検察庁	700-0807	岡山市北区南方1丁目1番8号 岡山地検内	086-224-5651	
津山区検察庁	708-0051	津山市椿高下52番地	0868-22-8121	
勝山区検察庁	708-0051	津山市椿高下52番地 津山支部内	0868-22-8121	

(5) 裁判所一覧

裁 判 所 名	〒	所 在 地	電 話	備 考
広島高等裁判所 岡山支部	700-0807	岡山市北区南方1丁目8番42号	086-222-8851	
岡山地方裁判所	700-0807	岡山市北区南方1丁目8番42号	086-222-6771	
〃 倉敷支部	710-8558	倉敷市幸町3番33号	086-422-1038	
〃 新見支部	718-0011	新見市新見1222番地	0867-72-0042	
〃 津山支部	708-0051	津山市椿高下52番地	0868-22-9326	
岡山簡易裁判所	700-0807	岡山市北区南方1丁目8番42号	086-222-6771	
玉野簡易裁判所	706-0011	玉野市宇野2丁目2番1号	0863-21-2908	
児島簡易裁判所	711-0911	倉敷市児島小川1丁目4番14号	086-473-1400	
高梁簡易裁判所	716-0013	高梁市片原町1番地	0866-22-2051	
倉敷簡易裁判所	710-8558	倉敷市幸町3番33号	086-422-1038	
玉島簡易裁判所	713-8102	倉敷市玉島1丁目2番43号	086-522-3074	
笠岡簡易裁判所	714-0081	笠岡市笠岡1732番地	0865-62-2234	
新見簡易裁判所	718-0011	新見市新見1222番地	0867-72-0042	
津山簡易裁判所	708-0051	津山市椿高下52番地	0868-22-9326	
勝山簡易裁判所	717-0013	真庭市勝山628番地	0867-44-2040	
岡山家庭裁判所	700-0807	岡山市北区南方1丁目8番42号	086-222-6771	家事・少年
〃 倉敷支部	710-8558	倉敷市幸町3番33号	086-422-1038	家事
〃 新見支部	718-0011	新見市新見1222番地	0867-72-0042	家事
〃 津山支部	708-0051	津山市椿高下52番地	0868-22-9326	家事・少年
〃 玉野出張所	706-0011	玉野市宇野2丁目2番1号	0863-21-2908	家事
〃 児島出張所	711-0911	倉敷市児島小川1丁目4番14号	086-473-1400	家事
〃 玉島出張所	713-8102	倉敷市玉島1丁目2番43号	086-522-3074	家事
〃 笠岡出張所	714-0081	笠岡市笠岡1732番地	0865-62-2234	家事 (受付のみ)

(6) 福祉事務所・保健所一覧

福祉事務所名		〒	所在地	電話	備考
岡山県	備前県民局健康福祉部	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967	
	備中県民局健康福祉部	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7055	
	美作県民局健康福祉部	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-1298	
岡山市	北区中央福祉事務所	700-0914	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1209	
	北区北福祉事務所	700-0071	岡山市北区谷万成2-6-33	086-251-6510	
	中区福祉事務所	703-8566	岡山市中区赤坂本町11-47	086-901-1231	
	東区福祉事務所	704-8116	岡山市東区西大寺中2-16-33	086-944-1822	
	南区西福祉事務所	701-0205	岡山市南区妹尾880-1	086-281-9620	
	南区南福祉事務所	702-8021	岡山市南区福田690-1	086-261-7041	
倉敷市	倉敷社会福祉事務所	710-8565	倉敷市西中新田640	086-426-3321	
	水島社会福祉事務所	712-8565	倉敷市水島北幸町1-1	086-446-1114	
	児島社会福祉事務所	711-8565	倉敷市児島小川町3681-3	086-473-1119	
	玉島社会福祉事務所	713-8565	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	086-522-8118	
津山市社会福祉事務所		708-8501	津山市山北520	0868-23-2111	
玉野市社会福祉事務所		706-8510	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5556	
笠岡市社会福祉事務所		714-8601	笠岡市中央町1-1	0865-69-2133	
井原市社会福祉事務所		715-8601	井原市井原町311-1	0866-62-9517	
総社市社会福祉事務所		719-1192	総社市中央1-1-1	0866-92-8269	
高梁市社会福祉事務所		716-0036	高梁市松原通2043	0866-21-0266	
新見市社会福祉事務所		718-8501	新見市新見310-3	0867-72-6126	
備前市福祉事務所		705-8602	備前市東片上126	0869-64-1824	
瀬戸内市福祉事務所		701-4264	瀬戸内市長船町土師277-4	0869-26-8001	
赤磐市社会福祉事務所		708-0898	赤磐市下市344	086-955-1111	
真庭市福祉事務所		719-3292	真庭市久世2927-2	0867-42-1581	
美作市福祉事務所		707-0014	美作市北山390-2	0868-72-7701	
浅口市福祉事務所		719-0243	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007	
新庄村福祉事務所		717-0201	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646	
西粟倉村福祉事務所		707-0503	英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100	
美咲町福祉事務所		709-3717	久米郡美咲町原田1735	0868-66-1129	

保健所名		〒	所在地	電話	所管区域
岡山県	備前保健所	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3950	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
	備前保健所 東備支所	709-0492	和気郡和気町和気487-2	0869-92-5179	備前市、赤磐市、和気町
	備中保健所	710-8530	倉敷市羽島1083	086-434-7020	総社市、早島町
	備中保健所 井笠支所	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1675	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	備北保健所	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836	高梁市
	備北保健所 新見支所	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-5691	新見市
	真庭保健所	717-8501	真庭市勝山591	0867-44-2990	真庭市、新庄村
	美作保健所	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-0114	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
	美作保健所 勝英支所	707-8585	美作市入田291-2	0868-73-4054	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
岡山市保健所		700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-1200	岡山市
倉敷市保健所		710-0834	倉敷市笹沖170	086-434-9800	倉敷市

(7) 税務署・日本年金機構 年金事務所一覧

◇ 税務署一覧

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域	備考
岡山東	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141	岡山市中区、岡山市北区・南区の一部	
岡山西	700-0013	岡山市北区伊福町4丁目5番38号	086-254-3411	岡山市北区・南区の一部 加賀郡	
笠岡	714-0086	笠岡市五番町5番48	0865-62-3111	笠岡市 井原市 小田郡	
久世	719-3291	真庭市鍋屋8番地1	0867-42-0450	真庭市 真庭郡	
倉敷	710-8648	倉敷市幸町2番37号	086-422-1201	倉敷市の一部 総社市 都窪郡	
児島	711-8650	倉敷市児島小川5丁目1番66号	086-472-2630	倉敷市の一部	
西大寺	704-8116	岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	086-942-3815	岡山市東区の一部 瀬戸内市	
瀬戸	709-0861	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	086-952-1155	岡山市東区の一部 備前市 赤磐市 和気郡	
高梁	716-0029	高梁市向町13番地	0866-22-2546	高梁市	
玉島	713-8601	倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号	086-522-3121	倉敷市の一部 浅口市 浅口郡	
玉野	706-8655	玉野市宇野2丁目4番12号	0863-31-2131	玉野市	
津山	708-8657	津山市田町67番地	0868-22-3147	津山市 美作市 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	
新見	718-8510	新見市新見721番1号	0867-72-0951	新見市	

◇ 日本年金機構 年金事務所一覧

年金事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
岡山東	703-8533	岡山市中区国富228	086-270-7925	
岡山西	700-8572	岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163	
倉敷東	710-8567	倉敷市老松町3-14-22	086-423-6150	
倉敷西	713-8555	倉敷市玉島1952-1	086-523-6395	
津山	708-8504	津山市田町112-5	0868-31-2360	
高梁	716-8668	高梁市旭町1393-5	0866-21-0570	

(8) 市町村の支援業務実施状況一覧

対象	支援業務	掲載ページ	支援内容等	掲載ページ																											備考				
				1 岡山市	2 倉敷市	3 津山市	4 玉野市	5 笠岡市	6 井原市	7 総社市	8 高梁市	9 新見市	10 備前市	11 瀬戸内市	12 赤磐市	13 真庭市	14 美作市	15 浅口市	16 和気町	17 早島町	18 里庄町	19 矢掛町	20 新庄村	21 鏡野町	22 勝央町	23 奈義町	24 西粟倉村	25 久米南町	26 美咲町	27 吉備中央町					
全般	■ 犯罪被害者等への総合的な相談	45	犯罪被害者等の相談に応じ、求めている支援に対し、関係機関・団体の支援に関する上提供や助言、連絡調整を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
被害・遺族	□ 被害(遺族)支援金の支給	45	犯罪行為により被害を受けた人又は亡くなった人の遺族に被害(遺族)支援金を支給する。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
遺族	■ 死亡届	17	死亡の届出を受理し、埋火葬許可証を発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
遺族	■ 年金(国民年金)の異動届	18	国民健康保険・国民年金の異動届を受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
遺族	■ 遺族基礎年金(国民年金)	18 45	国民年金加入中の方又は高齢基礎年金の受給資格者が亡くなったとき、その妻又は子に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
障害が残った被害者	■ 特別障害者手当	20 46	精神又は身体に重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
障害が残った被害者	■ 身体障害者手帳の交付	21 46	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により手帳を交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
障害が残った被害者	□ 診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47	身体障害者手帳の交付申請等に必要の医師の診断書を取得するための費用の一部を補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-			
障害が残った被害者	■ 障害基礎年金(国民年金)	21 46	国民年金加入中に病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害が残った被害者(子ども)	■ 特別児童扶養手当	22 51	精神又は身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害が残った被害者(子ども)	■ 障害児福祉手当	22 51	精神又は身体に重度の障害があるため、常時介護を必要とする在宅の児童に支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
性犯罪	□ 特定感染症検査	26	無料・匿名でのHIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	岡山・倉敷市のみ	
DV・ストーカー・児童虐待等	■ 住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	DV、ストーカー及び児童虐待等の被害者が住民票等を加害者が請求しても交付しないようにする措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
児童虐待	■ 虐待を発見した場合の通告	33	子ども虐待を発見した場合の通告を受けての対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
精神疾患を有する方	■ 精神障害者保健福祉手帳の交付	47	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療	■ 自立支援給付費・医療費支給制度	47	精神通院医療、育成医療、更生医療にかかる費用の自己負担額上限額を原則1割に軽減	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療	■ 心身障害者医療費公費負担制度	48	重度心身障害のある方(児)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小児医療	■ 小児医療費公費負担制度	48	義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額を助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ひとり親家庭等の支援	■ ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	ひとり親家庭や父母のいない児童を養育している者の保険診療にかかった医療費の一部を負担	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ひとり親家庭等の支援	■ 母子父子寡婦福祉資金貸付金(受付窓口)	49	母子家庭の母やその児童に対する経済的自立、児童の就学等に必要資金の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ひとり親家庭等の支援	□ 高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的自立に効果的な資格を取得するため一時金を支給	○	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-		
ひとり親家庭等の支援	□ 自立支援教育訓練給付金事業	50 122	指定された教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に受講料の一部を支給	○	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-			
就労支援	□ 母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	ひとり親家庭支援センターにおける一貫した就業支援サービスの提供	○	-	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-			
就労支援	□ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	個別の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携した就業支援を実施	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-			
子育て支援	■ 児童手当	50	児童を養育している方に対し支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ひとり親家庭等の支援	■ 児童扶養手当	51	母子家庭の母、父子家庭の父等に対し支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
就学支援	■ 要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学校給食費等を就学援助費として支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
就学支援	□ 実費徴収に係る補給付事業	52 127	支給認定保護者に、幼稚園等で使用する文房具等の購入費等を一部支給	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
子育て支援	□ 私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯に対し、入園料や保育料の一部を補助	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
子育て支援	□ 幼稚園等の保育料減免	52 127	保育料の納入が困難な保護者に対して減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
子育て支援	□ 一時保育(一時預かり事業)	53 128	様々な事情によって子どもを育てることができない場合、生活時間帯に応じた子どもを保育	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
子育て支援	□ 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	保護者が身体上・精神上の理由で家庭で児童を養育できなくなった場合に一時的に養育・保護を行う	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
子育て支援	□ 夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128	保護者が仕事上の理由により夜間休日不在で児童を養育困難となった場合の保護等を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法律相談	□ 無料法律相談	54	弁護士や司法書士による無料の法律相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉	■ 福祉全般の相談、生活保護制度	92	生活保護等福祉全般の相談業務等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
医療・保健	□ 身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119	身体的・精神的な健康に関して相談に応じ、必要に応じた適切な医療機関への紹介等を行う	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	岡山・倉敷市のみ	
医療・保健	■ 健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健師、看護師、栄養士等の専門職員による健康相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉	■ 総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	福祉サービスの提供、生活福祉資金の貸付、日常生活の自立支援等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
保健・福祉	■ 高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	高齢者の総合相談支援、権利擁護、介護予防等の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
女性・子ども	□ ファミリー・サポート・センター	108	市町村が設置・運営する会員制の育児支援ネットワーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
住宅の問題	□ 公営住宅への一時入居	122	犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合の一時的な使用	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○		
住宅の問題	□ 公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合の優先入居(優遇抽選)	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○		
住宅の問題	□ 公営住宅への単身入居	122	犯罪被害者が公営住宅に入居する際の同居親族要件の緩和	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

↑ ■は、全市町村実施、□は実施していない市町村があります。

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

1-1 岡山市

対象	支援業務	掲載ページ	担当所属等	直通電話番号	備考	
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	生活安全課	086-803-1106		
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	犯罪被害者等総合相談窓口	086-803-1238		
傷害・遺族	傷害（遺族）支援金の支給	45			該当なし	
遺族	死亡届	17	各区市民保険年金課	北区市民保険年金課 086-803-1123 中区市民保険年金課 086-901-1616 東区市民保険年金課 086-944-5018 南区市民保険年金課 086-902-3516		
遺族	年金（国民年金）の異動届	18	（事業主管課）国保年金課 各区市民保険年金課	086-803-1136 北区市民保険年金課 086-803-1130 中区市民保険年金課 086-901-1617 東区市民保険年金課 086-944-5022 南区市民保険年金課 086-902-3517	市町村が届出の窓口となるのは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の受給者が亡くなった場合。その他は原則、年金事務所。 遺族基礎年金の受給要件がない場合でも、一定期間、国民年金を1号被保険者として納付して、国民年金を受給せずに亡くなった場合に支給される死亡一時金や寡婦年金の制度もあります。 障害基礎年金でも国民年金の3号被保険者期間に初診日がある障害についての請求窓口は市町村ではなく年金事務所となります。	
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	18 45	各支所 地域センター 市民サービスセンター	御津支所 086-724-1111 建部支所 086-722-1111 瀬戸支所 086-952-1112 灘崎支所 086-363-5201 一宮地域センター 086-284-0501 津高地域センター 086-294-2411 高松地域センター 086-287-3731 吉備地域センター 086-293-1111 足守地域センター 086-295-1111 富山地域センター 086-277-7211 上道地域センター 086-297-4211 妹尾地域センター 086-282-3121 福田地域センター 086-282-1131 興除地域センター 086-298-3131 藤田地域センター 086-296-2221 児島地域センター 086-267-2231 福浜地域センター 086-265-4181 古都市民サービスセンター 086-279-0016 朝日市民サービスセンター 086-947-0010		
障害が残った被害者	障害基礎年金（国民年金）					
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	障害福祉課	086-803-1236		
障害が残った被害者（児童）	特別児童扶養手当	22 51	各福祉事務所	北区中央福祉事務所 086-803-1209 北区北福祉事務所 086-251-6530 中区福祉事務所 086-901-1231 東区福祉事務所 086-944-1822 南区西福祉事務所 086-281-9620 南区南福祉事務所 086-230-0321		
障害が残った被害者（児童）	障害児福祉手当	22 51	各支所等	御津支所 総務民生課 086-724-1111 灘崎支所 総務民生課 086-363-5201 瀬戸支所 総務民生課 086-952-1112 建部支所 総務民生課 086-722-1112		
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	障害者更生相談所 各福祉事務所 各支所等	086-803-1248 北区中央福祉事務所 086-803-1209 北区北福祉事務所 086-251-6530 中区福祉事務所 086-901-1231 東区福祉事務所 086-944-1822 南区西福祉事務所 086-281-9620 南区南福祉事務所 086-230-0321 御津支所 総務民生課 086-724-1111 灘崎支所 総務民生課 086-363-5201 瀬戸支所 総務民生課 086-952-1112 建部支所 総務民生課 086-722-1112		
障害が残った被害者	診断書料の補助（身体障害者手帳の交付申請等）	47				該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

1-2 岡山市

対 象	支 援 業 務	掲載 ページ	担 当 所 属 等	直通電話番号	備 考	
性犯罪	特定感染症検査（保健所）	26	保健課（エイズ・性感染症ホットライン）	086-803-1269		
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	各区市民保険年金課	北区市民保険年金課	086-803-1124	
				中区市民保険年金課	086-901-1616	
				東区市民保険年金課	086-944-5018	
				南区市民保険年金課	086-902-3516	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告 児童福祉施設等への入所等の措置	33 107	こども総合相談所		086-803-2525	
	虐待を発見した場合の通告	33	各福祉事務所	北区中央地域こども相談センター	086-803-1824	
				北区北地域こども相談センター	086-251-6521	
				中区地域こども相談センター	086-901-1234	
				東区地域こども相談センター	086-944-0131	
				南区西地域こども相談センター	086-281-9652	
南区南地域こども相談センター	086-261-7127					
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	各保健センター	北区中央保健センター	086-803-1265	
				北区北保健センター	086-251-6515	
精神障害をおった被害者	自立支援医療費支給認定（精神通院）	47	各保健センター	御津・建部分室（建部支所内）	086-722-1114	
				中区保健センター	086-274-5164	
				東区保健センター	086-943-3210	
				南区西保健センター	086-281-9625	
身体障害をおった被害者	自立支援医療費支給制度（更生医療）	48	各福祉事務所	障害福祉課	086-803-1235	更生医療のみ
				北区中央福祉事務所	086-803-1209	
				北区北福祉事務所	086-251-6530	
				中区福祉事務所	086-901-1231	
				東区福祉事務所	086-944-1822	
				南区西福祉事務所	086-281-9620	
			南区南福祉事務所	086-230-0321		
			各支所等	御津支所 総務民生課	086-724-1111	
				灘崎支所 総務民生課	086-363-5201	
				瀬戸支所 総務民生課	086-952-1112	
建部支所 総務民生課	086-722-1112					
心身障害者	心身障害者医療費公費負担制度	48	各福祉事務所	医療助成課	086-803-1219	
				北区中央福祉事務所	086-803-1209	
				北区北福祉事務所	086-251-6530	
				中区福祉事務所	086-901-1231	
				東区福祉事務所	086-944-1822	
				南区西福祉事務所	086-281-9620	
			南区南福祉事務所	086-230-0321		
			各支所等	御津支所 総務民生課	086-724-1111	
				灘崎支所 総務民生課	086-363-5201	
				瀬戸支所 総務民生課	086-952-1112	
建部支所 総務民生課	086-722-1112					
子ども	子ども医療費公費負担制度	48	医療助成課	086-803-1219		
ひとり親家庭等	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	各福祉事務所	医療助成課	086-803-1219	
				北区中央福祉事務所	086-803-1209	
				北区北福祉事務所	086-251-6530	
				中区福祉事務所	086-901-1231	
				東区福祉事務所	086-944-1822	
				南区西福祉事務所	086-281-9620	
			南区南福祉事務所	086-230-0321		
			各支所等	御津支所 総務民生課	086-724-1111	
				灘崎支所 総務民生課	086-363-5201	
				瀬戸支所 総務民生課	086-952-1112	
建部支所 総務民生課	086-722-1112					

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

1-3 岡山市

対 象	支 援 業 務	掲載 ページ	担 当 所 属 等	直通電話番号	備 考	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	こども福祉課	086-803-1221		
	高等職業訓練促進給付金等事業	49, 121	各福祉事務所	北区中央地域こども相談センター	086-803-1824	
	自立支援教育訓練給付金事業	50, 122		北区北地域こども相談センター	086-251-6521	
	母子家庭等就業・自立支援事業	50, 121		中区地域こども相談センター	086-901-1234	
	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50, 121		東区地域こども相談センター	086-944-0131	
	子育て支援	短期入所生活援助（ショートステイ）事業		53, 128	南区西地域こども相談センター	086-281-9652
				南区南地域こども相談センター	086-261-7127	
子育て支援	児童手当	51	こども福祉課	086-803-1222		
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	こども福祉課	086-803-1222		
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52, 126	就学課	086-803-1587	公立小・中学校のみ	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52, 127	幼保運営課	086-803-1227	公立保育所等のみ	
			保育・幼児教育課	086-803-1228	私立保育所等のみ	
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52, 127	保育・幼児教育課	086-803-1228		
子育て支援	市立幼稚園保育料減免	52, 127	就園管理課	086-803-1431		
子育て支援	一時保育（一時預かり事業）	53, 128	保育・幼児教育課	086-803-1228		
子育て支援	夜間養護等（トワイライトステイ）事業	54			該当なし	
法律相談	無料法律相談	54	広報広聴課	086-803-1025	水曜日・木曜日 13:00～16:00 予約専用 086-803-1000	
	高齢者法律相談	54	岡山市社会福祉協議会	086-225-4051	金曜日13:00～予約制	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	各福祉事務所	北区中央福祉事務所	086-803-1209	
				北区北福祉事務所	086-251-6530	
				中区福祉事務所	086-901-1231	
				東区福祉事務所	086-944-1822	
				南区西福祉事務所	086-281-9620	
				南区南福祉事務所	086-230-0321	
医療・保健	精神保健に関する相談	92 119	こころの健康センター	086-803-1273		
医療・保健	健康相談・こころの健康相談	92 119	各保健センター	保 健 所		086-803-1263
				北区中央保健センター	086-803-1265	
				北区北保健センター	086-251-6515	
				中区保健センター	086-274-5164	
				東区保健センター	086-943-3210	
				南区西保健センター	086-281-9625	
南区南保健センター	086-261-7051					
福祉	総合相談・支援業務	92 93 125	岡山市社会福祉協議会	086-225-4051		
	生活福祉資金（小口資金貸付）					
	法人後見事業					
	日常生活自立支援事業					
	重度心身障害者給食サービス					
	福祉車両の貸出					車いす送迎用車両
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援（地域包括支援センター）	94	各地域包括支援センター	北区中央地域包括支援センター	086-224-8755	
				北区北地域包括支援センター	086-251-6523	
				中区地域包括支援センター	086-274-5172	
				東区地域包括支援センター	086-944-1866	
				南区西地域包括支援センター	086-281-9681	
				南区南地域包括支援センター	086-261-7301	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	地域子育て支援課	086-227-2525		
住宅の問題	公営住宅への一時入居（DV被害者以外）	122			該当なし	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし	
住宅の問題	DV被害者の一時入居	122	女性が輝くまちづくり推進課	086-803-1115		
住宅の問題	市営住宅への優先入居（優遇抽選）	122	住宅課	086-803-1471		

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

2 倉敷市

対 象	支 援 業 務	掲載 ページ	担当部局等名	電話番号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	生活安全課(市民生活係)	086-426-3111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	生活安全課(市民生活係)	086-426-3111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	086-426-3265	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課(国民年金係)	086-426-3291	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課(国民年金係)	086-426-3291	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	障がい福祉課	086-426-3305	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	障がい福祉課	086-426-3305	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課(国民年金係)	086-426-3291	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	子育て支援課	086-426-3314	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	障がい福祉課	086-426-3305	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26	市保健所 保健課(感染症係)	086-434-9810	
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 54 35	市民課	086-426-3265	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子ども相談センター	086-426-3330	
精神疾患を有する方	精神障がい者保健福祉手帳の交付	47	市保健所 保健課(精神保健係)	086-434-9823	
医療	自立支援医療費支給制度(精神通院医療)	47	市保健所 保健課(精神保健係)	086-434-9823	
医療	自立支援医療費支給制度(育成医療)	47	市保健所 保健課(保健医療係)	086-434-9812	
医療	自立支援医療費支給制度(更生医療)	47	障がい福祉課	086-426-3305	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	医療給付課	086-426-3395	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	医療給付課	086-426-3395	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	医療給付課	086-426-3395	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	086-426-3314	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	子育て支援課	086-426-3314	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	子育て支援課	086-426-3314	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課	086-426-3314	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	086-426-3314	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費(要保護)	52 126	生活福祉課	086-426-3325	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費(準要保護)	52 126	教育委員会 学事課	086-426-3825	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	保育・幼稚園課	086-426-3311	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	保育・幼稚園課	086-426-3311	
子育て支援	一時保育(一時預かり事業)	53 128	保育・幼稚園課	086-426-3311	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	子ども相談センター	086-426-3330	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	生活安全課(市民生活係)	086-426-3111	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	生活福祉課	086-426-3325	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119	市保健所 保健課	086-434-9823	
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	倉敷保健推進室	086-434-9822	
			児島保健推進室	086-473-4371	
			玉島保健推進室	086-522-8113	
			真備保健推進室	086-698-5111	
			水島保健推進室	086-446-1115	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	94 125	市社会福祉協議会 倉敷事務所	086-434-3301	
			市社会福祉協議会 児島事務所	086-473-1128	
			市社会福祉協議会 玉島事務所	086-522-8137	
			市社会福祉協議会 水島事務所	086-446-1900	
			市社会福祉協議会 船穂事務所	086-552-5200	
			市社会福祉協議会 真備事務所	086-698-4883	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括ケア推進室	086-426-3417	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	倉敷ファミリーサポートセンター	086-435-5678	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	住宅課	086-426-3531	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	住宅課	086-426-3531	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	住宅課	086-426-3531	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

3 津山市

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	環境生活課	0868-32-2056	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	環境生活課	0868-32-2056	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0868-32-2052	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	保険年金課	0868-32-2072	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	保険年金課	0868-32-2072	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	障害福祉課	0868-32-2067	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	障害福祉課	0868-32-2067	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	保険年金課	0868-32-2072	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	障害福祉課	0868-32-2067	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	障害福祉課	0868-32-2067	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	市民課	0868-32-2052	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	こども子育て相談室	0868-32-7027	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	障害福祉課	0868-32-2067	
医療	自立支援医療費支給制度	47	障害福祉課	0868-32-2067	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	障害福祉課	0868-32-2067	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	こども課	0868-32-2065	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	こども課	0868-32-2065	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	こども課	0868-32-2065	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	こども課	0868-32-2065	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	こども課	0868-32-2065	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	こども課	0868-32-2065	
子育て支援	児童手当	51	こども課	0868-32-2065	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	こども課	0868-32-2065	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会学校教育課	0868-32-2116	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	こども課	0868-32-7028	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	こども課	0868-32-7028	
子育て支援	一時保育	53 128	こども課	0868-32-7028	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	こども子育て相談室	0868-32-7027	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	環境生活課	0868-32-2057	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	生活福祉課	0868-32-2064	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康増進課	0868-32-2069	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	津山市総合福祉会館	0868-23-5130	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	津山市地域包括支援センター	0868-23-1004	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	津山ファミリー・サポート・センター	0868-31-8753	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	管理課	0868-32-2090	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	管理課	0868-32-2090	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

4 玉野市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務課	0863-32-5547	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	0863-32-5547	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0863-32-5521	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	保険年金課	0863-32-5528	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	保険年金課	0863-32-5528	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉政策課	0863-32-5556	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉政策課	0863-32-5556	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	保険年金課	0863-32-5528	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉政策課	0863-32-5554	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉政策課	0863-32-5556	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² / ₃₅ 54	市民課	0863-32-5521	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	福祉政策課	0863-32-5593	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉政策課	0863-32-5556	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉政策課	0863-32-5556	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉政策課	0863-32-5556	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	福祉政策課	0863-32-5554	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	福祉政策課	0863-32-5554	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	福祉政策課	0863-32-5554	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	福祉政策課	0863-32-5554	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	福祉政策課	0863-32-5554	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	福祉政策課	0863-32-5554	
子育て支援	児童手当	51	福祉政策課	0863-32-5554	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	福祉政策課	0863-32-5554	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学校教育課	0863-32-5575	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	就学前教育課	0863-32-5573	
子育て支援	一時保育	53 128	就学前教育課	0863-32-5573	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	市民課	0863-32-5521	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉政策課	0863-32-5555	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康増進課	0863-31-3310	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	玉野市社会福祉協議会	0863-31-5601	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	長寿介護課	0863-32-5534	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	社会教育課	0863-32-5577	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	都市計画課	0863-32-5544	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	都市計画課	0863-32-5544	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

5 笠岡市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	協働のまちづくり課	0865-69-2123	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	協働のまちづくり課	0865-69-2123	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0865-69-2128	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0865-69-2129	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0865-69-2129	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	地域福祉課	0865-69-2133	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	地域福祉課	0865-69-2133	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0865-69-2129	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	地域福祉課	0865-69-2133	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	地域福祉課	0865-69-2133	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	市民課	0865-69-2128	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課	0865-63-5151	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	地域福祉課	0865-69-2133	
医療	自立支援医療費支給制度	47	地域福祉課	0865-69-2133	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	市民課	0865-69-2130	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	市民課	0865-69-2130	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	市民課	0865-69-2129	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	0865-69-2132	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	子育て支援課	0865-69-2132	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	子育て支援課	0865-69-2132	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	子育て支援課	0865-69-2132	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	市民課	0865-69-2129	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	0865-69-2132	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学校教育課	0865-69-2152	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	こども育成課	0865-69-1011	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	こども育成課	0865-69-1011	
子育て支援	一時預かり事業	53 128	子育て支援課・こども育成課	0865-69-2132・0865-69-1011	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	子育て支援課	0865-69-2132	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	協働のまちづくり課	0865-69-2123	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	地域福祉課	0865-69-2133・2318	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康推進課	0865-69-2101	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	社会福祉協議会	0865-62-3507	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0865-62-6662	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	ファミリーサポートセンター	0865-63-5067	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	都市計画課	0865-69-2140	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

6 井原市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	協働推進課市民活動係	0866-62-9508	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	協働推進課市民活動係	0866-62-9508	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課戸籍住民係	0866-62-9513	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課保険年金係	0866-62-9514	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課保険年金係	0866-62-9514	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課保険年金係	0866-62-9514	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	23 51	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² ₃₅ 54	市民課戸籍住民係	0866-62-9513	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
			家庭児童相談室	0866-62-8090	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉課障害者福祉係	0866-62-9518	
小児医療	子ども医療費公費負担制度	48	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会学校教育課(準要保護)	0866-62-9532	
就学支援	実費徴収に係る補給給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会教育総務課	0866-62-9531	
子育て支援	一時保育	53 128	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	協働推進課市民活動係	0866-62-9508	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課生活福祉係	0866-62-9526	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康医療課保健指導係	0866-62-8224	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	井原市社会福祉協議会	0866-62-1484	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	介護保険課地域包括支援センター	0866-62-9552	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	建築住宅課	0866-62-9527	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	建築住宅課	0866-62-9527	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	建築住宅課	0866-62-9527	
独自施策	遺児激励金		子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	
独自施策	生活福祉資金の貸付事業		井原市社会福祉協議会	0866-62-1484	
独自施策	ひとり親家庭就学奨励費助成		子育て支援課子育て支援係	0866-62-9517	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

7 総社市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	人権・まちづくり課	0866-92-8253	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総社市権利擁護センター 人権・まちづくり課	0866-92-8374 0866-92-8253	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	人権・まちづくり課	0866-92-8253	
遺族	死亡届	17	市民課 戸籍住民登録係	0866-92-8247	
遺族	国民健康保険・年金(国民年金)の異動届	18	健康医療課 保険年金係	0866-92-8257	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	健康医療課 保険年金係	0866-92-8257	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	健康医療課 保険年金係	0866-92-8257	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² / ₃₅ 54	市民課 戸籍住民登録係	0866-92-8247	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	こども課 子育て支援係	0866-92-8267	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉課 障がい福祉係	0866-92-8269	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 121	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
子育て支援	児童手当	51	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	51 126	教育委員会 庶務課	0866-92-8353	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	こども夢づくり課	0866-92-8265	
子育て支援	一時保育	53 128	こども夢づくり課	0866-92-8265	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	人権・まちづくり課	0866-92-8253	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課 生活福祉係	0866-92-8266	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康づくり課 健康増進係	0866-92-8259	こども課母子保健係
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	総社市社会福祉協議会	0866-92-8555	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援	94	長寿介護課 地域ケア推進係	0866-92-8373	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	こども課 子育て支援係	0866-92-8268	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	建築住宅課 営繕住宅係	0866-92-8287	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

8 高梁市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	市民課	0866-21-0254	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	市民課	0866-21-0254	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0866-21-0252	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0866-21-0252	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0866-21-0252	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課	0866-21-0284	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課	0866-21-0284	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0866-21-0252	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課	0866-21-0284	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課	0866-21-0284	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	こども未来課	0866-21-0288	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	こども未来課	0866-21-0288	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課	0866-21-0284	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課	0866-21-0284	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉課	0866-21-0284	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	こども未来課	0866-21-0288	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	こども未来課	0866-21-0288	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	こども未来課	0866-21-0288	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	こども未来課	0866-21-0288	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	こども未来課	0866-21-0288	
子育て支援	児童手当	51	こども未来課	0866-21-0288	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	こども未来課	0866-21-0288	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	51 126	教育委員会 学校教育課	0866-21-1509	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	こども未来課	0866-21-0264	
子育て支援	一時保育	53 128			該当なし
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	市民課	0866-21-0254	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課	0866-21-0266	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康づくり課	0866-21-0267	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	高梁市社会福祉協議会	0866-22-7243	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0866-21-0300	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	こども未来課	0866-21-0288	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	まちづくり課	0866-21-0237	
住宅の問題	公営住宅への優先入居	122	まちづくり課	0866-21-0237	優遇抽選は該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	まちづくり課	0866-21-0237	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

9 新見市

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	福祉課	0867-72-6126	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	福祉課	0867-72-6126	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課市民係	0867-72-6121	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課国保年金係	0867-72-6123	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課国保年金係	0867-72-6123	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課国保年金係	0867-72-6123	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	市民課市民係	0867-72-6121	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉課障害者福祉係	0867-72-6126	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
子育て支援	児童手当	51	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	こども課こども福祉係	0867-72-6115	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会学校教育課学校教育係	0867-72-6146	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	こども課子育て支援係	0867-72-6115	
子育て支援	一時保育	53 128	こども課子育て支援係	0867-72-6115	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	新見市社会福祉協議会	0867-72-7306	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課社会福祉係	0867-72-6126	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康づくり課	0867-72-6129	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	新見市社会福祉協議会	0867-72-7306	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0867-72-6209	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	こども課子育て支援係	0867-72-6115	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	都市整備課都計・住宅係	0867-72-6118	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	都市整備課都計・住宅係	0867-72-6118	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

10 備前市

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	市民協働課	0869-64-1823	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	市民協働課	0869-64-1823	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	市民協働課	0869-64-1823	
遺族	死亡届	17	市民課	0869-64-1818	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0869-64-1818	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0869-64-1818	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	社会福祉課	0869-64-1824	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	社会福祉課	0869-64-1824	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0869-64-1818	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	子育て支援課	0869-64-1853	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	社会福祉課	0869-64-1824	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	市民課	0869-64-1818	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課	0869-64-1853	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	社会福祉課	0869-64-1824	
医療	自立支援医療費支給制度	47	社会福祉課	0869-64-1824	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0869-64-1824	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	子育て支援課	0869-64-1853	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	子育て支援課	0869-64-1853	
ひとり親家庭等の支援	母子・父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	0869-64-1853	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	子育て支援課	0869-64-1853	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	子育て支援課	0869-64-1853	
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課	0869-64-1853	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	0869-64-1853	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会 教育振興課	0869-64-1802	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会 幼児教育課	0869-64-1825	
子育て支援	一時保育	53 128	教育委員会 幼児教育課	0869-64-1825	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	備前市社会福祉協議会	0869-64-3033	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	社会福祉課	0869-64-1826	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健課	0869-84-9113	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	備前市社会福祉協議会	0869-64-3033	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0869-64-1844	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	子育て支援課	0869-64-1853	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	都市住宅課	0869-64-1851	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	都市住宅課	0869-64-1851	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	都市住宅課	0869-64-1851	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

11 瀬戸内市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	市民課(人権啓発室)	0869-22-3922	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	市民課(人権啓発室)	0869-22-3922	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	市民課(人権啓発室)	0869-22-3922	
遺族	死亡届	17	市民課	0869-22-1115	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0869-22-1790	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0869-22-1790	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課	0869-26-5943	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課	0869-26-5943	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0869-22-1790	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課	0869-26-5943	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課	0869-26-5943	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	市民課	0869-22-1115	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課	0869-26-5947	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課	0869-26-5943	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課	0869-26-5943	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	市民課	0869-22-3958	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	市民課	0869-22-3958	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	市民課	0869-22-3958	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	0869-26-5947	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	子育て支援課	0869-26-5947	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	子育て支援課	0869-26-5947	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	子育て支援課	0869-26-5947	
就労支援	母子自立支援プログラム策定等事業	50 121	子育て支援課	0869-26-5947	
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課	0869-26-5947	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	0869-26-5947	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会総務学務課	0869-34-5640	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	教育委員会総務学務課	0869-34-5640	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会総務学務課	0869-34-5640	
子育て支援	一時保育	53 128	子育て支援課	0869-26-5946	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	子育て支援課	0869-26-5947	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54			該当なし
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課	0869-26-5944	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康づくり推進課	0869-26-5962	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	瀬戸内市社会福祉協議会	0869-22-2940	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	いきいき長寿課	0869-26-5948	
女性・子ども	ファミリー・サポートセンター	108	子育て支援課	0869-26-5946	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	建設課	0869-22-2649	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	建設課	0869-22-2649	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	建設課	0869-22-2649	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

12 赤磐市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	くらし安全課	086-955-2650	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	くらし安全課	086-955-2650	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課市民サービス班	086-955-1112	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課国保年金班	086-955-1113	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課国保年金班	086-955-1113	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課国保年金班	086-955-1113	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	市民課市民サービス班	086-955-1112	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課	086-955-2635	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
医療	自立支援医療費支給制度	47	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	健康増進課	086-955-1117	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	子育て支援課	086-955-2635	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	086-955-2635	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課	086-955-2635	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	086-955-2635	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学校教育課	086-955-0972	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育総務課	086-955-6807	
子育て支援	一時保育	53 128	子育て支援課	086-955-2635	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	協働推進課人権・男女共同参画班	086-955-1114	
福祉	福祉全般の相談	92	社会福祉課福祉推進班	086-955-1115	
福祉	生活保護制度	92	社会福祉課生活支援班	086-955-0971	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康増進課	086-955-1117	
医療・保健	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	赤磐市社会福祉協議会	086-955-8777	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	介護保険課地域包括支援センター	086-955-1470	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	子育て支援課	086-955-2635	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	都市計画課	086-955-1485	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

13 真庭市

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	くらし安全課	0867-42-1017	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	くらし安全課	0867-42-1017	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	くらし安全課		該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	市民課	0867-42-1112	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	市民課	0867-42-1112	各振興局窓口
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会教育総務課	0867-42-1085	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
子育て支援	一時保育	53 128	子育て支援課	0867-42-1054	各振興局窓口
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	くらし安全課	0867-42-1017	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度	92	福祉課	0867-42-1581	各振興局窓口
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談	93 119	健康推進課	0867-42-1050	各振興局窓口
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	真庭市社会福祉協議会	0867-42-1005	各支所
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0867-42-1079	各振興局窓口
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

14 美作市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	くらし安全課	0868-72-5202	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	くらし安全課	0868-72-5202	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0868-72-0926	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0868-72-1143	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0868-72-1143	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	社会福祉課	0868-75-3913	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	社会福祉課	0868-75-3913	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0868-72-1143	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	社会福祉課	0868-75-3913	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	社会福祉課	0868-75-3913	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	市民課	0868-72-0926	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	社会福祉課	0868-75-3913	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	社会福祉課	0868-75-3913	
医療	自立支援医療費支給制度	47	社会福祉課	0868-75-3913	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0868-75-3913	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	市民課	0868-72-1143	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0868-75-3913	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	社会福祉課	0868-75-3913	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	社会福祉課	0868-75-3913	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	社会福祉課	0868-75-3913	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	社会福祉課	0868-75-3913	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	社会福祉課	0868-75-3913	
子育て支援	児童手当	51	市民課	0868-72-1143	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	社会福祉課	0868-75-3913	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育総務課	0868-72-2900	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育総務課	0868-72-2900	
子育て支援	一時保育	53 128	教育総務課	0868-72-2900	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	社会福祉課	0868-75-3913	
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	くらし安全課	0868-72-5202	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	社会福祉課	0868-75-3913	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康づくり推進課	0868-75-3911	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	美作市社会福祉協議会	0868-75-2622	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	高齢者福祉課	0868-75-3912	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	健康づくり推進課	0868-75-3911	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	都市住宅課	0868-72-6697	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122	都市住宅課	0868-72-6697	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

15 浅口市

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務課	0865-44-7000	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	0865-44-7000	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	市民課	0865-44-9042	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	市民課	0865-44-9042	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	市民課	0865-44-9042	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	社会福祉課	0865-44-7007	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	社会福祉課	0865-44-7007	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	市民課	0865-44-9042	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	社会福祉課	0865-44-7007	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	社会福祉課	0865-44-7007	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² / ₃₅ 54	市民課	0865-44-9042	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	社会福祉課	0865-44-7007	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	社会福祉課	0865-44-7007	
医療	自立支援医療費支給制度	47	社会福祉課	0865-44-7007	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0865-44-7007	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0865-44-7007	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	社会福祉課	0865-44-7007	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	社会福祉課	0865-44-7007	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	社会福祉課	0865-44-7007	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	社会福祉課	0865-44-7007	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	社会福祉課	0865-44-7007	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会学校教育課	0865-44-7012	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127	教育委員会こども未来課	0865-44-7011	
子育て支援	私立幼稚園園奨励費補助	52 127	教育委員会こども未来課	0865-44-7011	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会こども未来課	0865-44-7011	
子育て支援	一時預かり	53 128	教育委員会こども未来課	0865-44-7011	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	市民課	0865-44-9042	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	社会福祉課	0865-44-7007	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康推進課	0865-44-7114	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	浅口市社会福祉協議会	0865-44-7744	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0865-44-7388	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	教育委員会こども未来課	0865-44-7011	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	建設業務課	0865-44-9014	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	建設業務課	0865-44-9014	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

16 和気町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	危機管理室	0869-93-1123	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	0869-93-1122	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	総務課	0869-93-1122	
遺族	死亡届	17	住民課	0869-93-1128	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	住民課	0869-93-1128	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	住民課	0869-93-1128	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	健康福祉課	0869-93-3681	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	健康福祉課	0869-93-3681	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	健康福祉課	0869-93-3681	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	健康福祉課	0869-93-3681	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	健康福祉課	0869-93-3681	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	住民課	0869-93-1128	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	健康福祉課	0869-93-3681	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	健康福祉課	0869-93-3681	
医療	自立支援医療費支給制度	47	健康福祉課	0869-93-3681	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	住民課	0869-93-1128	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	健康福祉課	0869-93-3681	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	健康福祉課	0869-93-3681	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	健康福祉課	0869-93-3681	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	健康福祉課	0869-93-3681	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	健康福祉課	0869-93-3681	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会	0869-88-1157	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会	0869-88-1157	
子育て支援	一時保育	53 128	教育委員会	0869-88-1157	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライストステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	社会福祉協議会	0869-93-2002	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	健康福祉課	0869-93-3681	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康福祉課	0869-93-3681	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	健康福祉課	0869-93-3681	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	介護保険課	0869-92-9778	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

17 早島町

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務課	086-482-0611	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	086-482-0611	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	町民課(戸籍係)	086-482-2482	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	町民課	086-482-0613	受付業務
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	町民課	086-482-0613	受付業務
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47	健康福祉課	086-482-2483	生活保護者の場合のみ補助
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	健康福祉課	086-482-0613	受付業務
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 54	町民課(戸籍係)	086-482-2482	
DV・ストーカー	DV・ストーカー等への相談業務	30 35	まちづくり企画課	086-482-0612	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	健康福祉課	086-482-2483	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	健康福祉課	086-482-2483	
医療	自立支援医療費支給制度	47	健康福祉課	086-482-2483	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	健康福祉課	086-482-2483	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	健康福祉課	086-482-2483	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	健康福祉課	086-482-2483	
ひとり親家庭等の支援	母子・父子寡婦福祉資金貸付金	49	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
就労支援	母子父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	健康福祉課	086-482-2483	受付業務
子育て支援	児童手当	51	健康福祉課	086-482-2483	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	健康福祉課	086-482-2483	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学校教育課	086-483-2211	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	学校教育課	086-483-2211	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	学校教育課	086-483-2211	
子育て支援	一時保育	53 128	健康福祉課	086-482-2483	相談業務
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	総務課	086-482-0611	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	健康福祉課	086-482-2483	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康福祉課	086-482-2483	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125		086-482-3000	社会福祉協議会
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	086-482-2432	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108	健康福祉課	086-482-2483	相談業務
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

18 里庄町

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務課	0865-64-3111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	0865-64-3111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	町民課	0865-64-3112	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	町民課	0865-64-3112	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	町民課	0865-64-3112	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	健康福祉課	0865-64-7211	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	健康福祉課	0865-64-7211	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	町民課	0865-64-3112	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	健康福祉課	0865-64-7211	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	健康福祉課	0865-64-7211	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	町民課	0865-64-3112	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	町民課、健康福祉課、教育委員会		
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	健康福祉課	0865-64-7211	
医療	自立支援医療費支給制度	47	健康福祉課	0865-64-7211	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	健康福祉課	0865-64-7211	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	健康福祉課	0865-64-7211	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	健康福祉課	0865-64-7211	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	健康福祉課	0865-64-7211	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	健康福祉課	0865-64-7211	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	健康福祉課	0865-64-7211	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	健康福祉課	0865-64-7211	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	健康福祉課	0865-64-7211	
子育て支援	児童手当	51	町民課	0865-64-3112	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	健康福祉課	0865-64-7211	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会	0865-64-7212	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127	教育委員会	0865-64-7212	
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127	教育委員会	0865-64-7212	
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会	0865-64-7212	
子育て支援	一時保育	53 128	健康福祉課	0865-64-7211	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	企画商工課	0865-64-3111	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	健康福祉課	0865-64-7211	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康福祉課	0865-64-7211	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	社会福祉協議会	0865-64-7218	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0865-64-7232	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

19 矢掛町

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	町民課 窓口係	0866-82-1011	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	町民課 窓口係	0866-82-1011	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
			教育課 学校教育係	0866-82-2100	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	健康管理センター	0866-82-3144	
医療	自立支援医療費支給制度	47	健康管理センター	0866-82-3144	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育課 学校教育係	0866-82-2100	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育課 学校教育係	0866-82-2100	
子育て支援	一時保育	53 128	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	町民課 住民環境係	0866-82-1011	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	保健福祉課 福祉推進係	0866-82-1013	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康管理センター	0866-82-3144	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	健康管理センター	0866-82-3144	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0866-82-1013	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	農林建設課 管理住宅係	0866-82-1014	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	農林建設課 管理住宅係	0866-82-1014	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし
園児支援	幼稚園一時預かり		教育課 学校教育係	0866-82-2100	

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

20 新庄村

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務企画課	0867-56-2626	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務企画課	0867-56-2626	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	住民福祉課	0867-56-2646	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	住民福祉課	0867-56-2646	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	住民福祉課	0867-56-2646	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	住民福祉課	0867-56-2646	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	住民福祉課	0867-56-2646	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	住民福祉課	0867-56-2646	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	住民福祉課	0867-56-2646	
医療	自立支援医療費支給制度	47	住民福祉課	0867-56-2646	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	住民福祉課	0867-56-2646	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	住民福祉課	0867-56-2646	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	住民福祉課	0867-56-2646	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	住民福祉課	0867-56-2646	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	住民福祉課	0867-56-2646	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	住民福祉課	0867-56-2646	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会	0867-56-3178	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127			該当なし
子育て支援	一時保育	53 128	住民福祉課	0867-56-2646	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライストステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	住民福祉課	0867-56-2646	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	住民福祉課	0867-56-2646	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	住民福祉課	0867-56-2646	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	新庄村社会福祉協議会	0867-56-2001	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	新庄村社会福祉協議会	0867-56-2001	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	産業建設課	0867-56-2628	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	産業建設課	0867-56-2628	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

21 鏡野町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	保健福祉課	0868-54-2986	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	保健福祉課	0868-54-2986	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	住民税務課	0868-54-2985	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	住民税務課	0868-54-2985	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	住民税務課	0868-54-2985	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	保健福祉課	0868-54-2986	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	保健福祉課	0868-54-2986	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	住民税務課	0868-54-2985	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	保健福祉課	0868-54-2986	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	保健福祉課	0868-54-2986	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² / ₃₅ 54	住民税務課	0868-54-2985	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	保健福祉課	0868-54-2986	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	保健福祉課	0868-54-2986	
医療	自立支援医療費支給制度	47	保健福祉課	0868-54-2986	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-54-2986	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-54-2986	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-54-2986	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	保健福祉課	0868-54-2986	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	保健福祉課	0868-54-2986	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	保健福祉課	0868-54-2986	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学校教育課	0868-54-7799	
就学支援	実費徴収に係る補給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	学校教育課	0868-54-7799	
子育て支援	一時保育	53 128	学校教育課	0868-54-7799	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	保健福祉課	0868-54-2986	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	保健福祉課	0868-54-2986	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健福祉課	0868-54-2986	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	鏡野町社会福祉協議会	0868-54-1243	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	鏡野町地域包括支援センター	0868-54-2984	
			保健福祉課	0868-54-2986	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

22 勝央町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務部	0868-38-3111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務部	0868-38-3111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	税務住民部	0868-38-3116	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	税務住民部	0868-38-3116	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	税務住民部	0868-38-3116	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	健康福祉部	0868-38-7102	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	健康福祉部	0868-38-7102	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	税務住民部	0868-38-3116	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	健康福祉部	0868-38-7102	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	健康福祉部	0868-38-7102	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	税務住民部	0868-38-3116	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	健康福祉部	0868-38-7102	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付(の受付)	47	健康福祉部	0868-38-7102	受付のみ
医療	自立支援医療費支給制度(の受付)	47	健康福祉部	0868-38-7102	受付のみ
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	税務住民部	0868-38-3115	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	税務住民部	0868-38-3115	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	税務住民部	0868-38-3115	
ひとり親家庭等の支援	母子・父子寡婦福祉資金貸付金の受付	49	税務住民部	0868-38-3115	受付のみ
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	税務住民部	0868-38-3115	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	税務住民部	0868-38-3115	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	勝央町教育委員会	0868-38-1752	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127			該当なし
子育て支援	一時保育	53 128	健康福祉部	0868-38-7102	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライツステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	税務住民部	0868-38-3116	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	健康福祉部	0868-38-7102	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康福祉部	0868-38-7102	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	勝央町社会福祉協議会	0868-38-2160	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	95	勝央町地域包括支援センター	0868-38-3028	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	109	健康福祉部	0868-38-7102	
住宅の問題	公営住宅への一時入居	123	税務住民部	0868-38-3114	
住宅の問題	公営住宅への優先入居	123	税務住民部	0868-38-3114	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	123			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

23 奈義町

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務課	0868-36-4111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務課	0868-36-4111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	税務住民課	0868-36-4112	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	税務住民課	0868-36-4112	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	税務住民課	0868-36-4112	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	子ども・長寿課	0868-36-6700	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	子ども・長寿課	0868-36-6700	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	税務住民課	0868-36-4112	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	子ども・長寿課	0868-36-6700	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	子ども・長寿課	0868-36-6700	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	子ども・長寿課	0868-36-4111	
			税務住民課	0868-36-4112	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	子ども・長寿課	0868-36-6700	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	子ども・長寿課	0868-36-6700	
医療	自立支援医療費支給制度	47	子ども・長寿課	0868-36-6700	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	税務住民課	0868-36-4112	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	税務住民課	0868-36-4112	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	税務住民課	0868-36-4112	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子ども・長寿課	0868-36-6700	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	税務住民課	0868-36-4112	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子ども・長寿課	0868-36-6700	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	学事課	0868-36-6700	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	学事課	0868-36-4195	
			子ども・長寿課	0868-36-6700	
子育て支援	一時保育	53 128	子ども・長寿課	0868-36-6700	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	53			該当なし
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	子ども・長寿課	0868-36-6700	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	子ども・長寿課	0868-36-6700	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	税務住民課	0868-36-4112	
			子ども・長寿課	0868-36-6700	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	子ども・長寿課	0868-36-6700	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	税務住民課	0868-36-4113	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	税務住民課	0868-36-4113	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

24 西粟倉村

対象	支援業務	掲載ページ	担当部局等名	電話番号	備考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務企画課	0868-79-2111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務企画課	0868-79-2111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	総務企画課	0868-79-2111	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	保健福祉課	0868-79-7100	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	保健福祉課	0868-79-7100	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	保健福祉課	0868-79-7100	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 32 35 54	総務企画課	0868-79-2111	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	保健福祉課	0868-79-7100	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	保健福祉課	0868-79-7100	
医療	自立支援医療費支給制度	47	保健福祉課	0868-79-7100	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-79-7100	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-79-7100	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保健福祉課	0868-79-7100	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	保健福祉課	0868-79-7100	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	保健福祉課	0868-79-7100	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	保健福祉課	0868-79-7100	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	保健福祉課	0868-79-7100	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	保健福祉課	0868-79-7100	
子育て支援	児童手当	51	保健福祉課	0868-79-7100	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	保健福祉課	0868-79-7100	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会	0868-79-2216	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会	0868-79-2216	
子育て支援	一時保育	53 128	教育委員会	0868-79-2216	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	総務企画課	0868-79-2111	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	保健福祉課	0868-79-7100	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健福祉課	0868-79-7100	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	保健福祉課	0868-79-7100	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	保健福祉課	0868-79-7100	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	総務企画課	0868-79-2111	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

25 久米南町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	総務企画課	086-728-2111	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	総務企画課	086-728-2111	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	税務住民課	086-728-2115	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	税務住民課	086-728-2115	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	税務住民課	086-728-2115	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	保健福祉課	086-728-4411	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	保健福祉課	086-728-4411	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	税務住民課	086-728-2115	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	保健福祉課	086-728-4411	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	保健福祉課	086-728-4411	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	税務住民課	086-728-2115	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	保健福祉課	086-728-2047	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	保健福祉課	086-728-2047	
医療	自立支援医療費支給制度	47	保健福祉課	086-728-4411	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	保健福祉課	086-728-4411	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保健福祉課	086-728-4411	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保健福祉課	086-728-4411	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	保健福祉課	086-728-4411	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	50	保健福祉課	086-728-4411	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	保健福祉課	086-728-4411	
就学支援	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	52 126	教育課	086-728-2711	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	保健福祉課	086-728-4411	
子育て支援	一時保育	53 128	保健福祉課	086-728-4411	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	総務企画課	086-728-2111	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	保健福祉課	086-728-4411	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健福祉課	086-728-2047	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	久米南町社会福祉協議会	086-728-2000	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	久米南町地域包括支援センター	086-728-2090	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122			該当なし
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	税務住民課	086-728-2115	入居条件あり
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

26 美咲町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	福祉事務所	0868-66-1129	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	福祉事務所	0868-66-1129	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45	福祉事務所	0868-66-1129	
遺族	死亡届	17	住民課	0868-66-1114	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	保険年金課	0868-66-1115	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	保険年金課	0868-66-1115	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉事務所	0868-66-1129	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉事務所	0868-66-1129	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	保険年金課	0868-66-1115	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉事務所	0868-66-1129	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉事務所	0868-66-1129	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	住民課	0868-66-1114	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	福祉事務所	0868-66-1129	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉事務所	0868-66-1129	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉事務所	0868-66-1129	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	保険年金課	0868-66-1115	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保険年金課	0868-66-1115	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保険年金課	0868-66-1115	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	福祉事務所	0868-66-1129	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121	福祉事務所	0868-66-1129	
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122	福祉事務所	0868-66-1129	
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121	福祉事務所	0868-66-1129	
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121	福祉事務所	0868-66-1129	
子育て支援	児童手当	51	福祉事務所	0868-66-1129	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	福祉事務所	0868-66-1129	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会教育総務課	0868-66-2873	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127	教育委員会教育総務課	0868-66-2873	
子育て支援	一時保育(一時預かり事業)	53 128	教育委員会教育総務課	0868-66-2873	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128	福祉事務所	0868-66-1129	
子育て支援	夜間養護等(トワイライストステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	住民課	0868-66-1114	特設人権・心配ごと相談所の開設あり
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉事務所	0868-66-1129	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	健康推進課	0868-66-1195	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	美咲町社会福祉協議会	0868-66-2940	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0868-66-1119	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	住民課	0868-66-1114	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	住民課	0868-66-1114	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(9)各市町村の業務担当部局・連絡先一覧

27 吉備中央町

対 象	支 援 業 務	掲 載 ペー ジ	担 当 部 局 等 名	電 話 番 号	備 考
全般	犯罪被害者等施策担当窓口部局	141	住民課	0866-54-1316	
全般	犯罪被害者等への総合相談業務	45	住民課	0866-54-1316	
傷害・遺族	傷害(遺族)支援金の支給	45			該当なし
遺族	死亡届	17	住民課	0866-54-1316	
遺族	年金(国民年金)の異動届	18	住民課	0866-54-1316	
遺族	遺族基礎年金(国民年金)	18 45	住民課	0866-54-1316	
障害が残った被害者	特別障害者手当	20 46	福祉課	0866-54-1317	
障害が残った被害者	身体障害者手帳の交付	21 46	福祉課	0866-54-1317	
障害が残った被害者	診断書料の補助(身体障害者手帳の交付申請等)	47			該当なし
障害が残った被害者	障害基礎年金(国民年金)	21 46	住民課	0866-54-1316	
障害が残った被害者(児童)	特別児童扶養手当	22 51	福祉課	0866-54-1317	
障害が残った被害者(児童)	障害児福祉手当	22 51	福祉課	0866-54-1317	
性犯罪	特定感染症検査(保健所)	26			岡山市・倉敷市のみ
DV・ストーカー・児童虐待	住民票の写しの交付等の制限	30 ³² 35 54	住民課	0866-54-1316	
児童虐待	虐待を発見した場合の通告	33	保健課	0866-54-1326	
精神疾患を有する方	精神障害者保健福祉手帳の交付	47	福祉課	0866-54-1317	
医療	自立支援医療費支給制度	47	福祉課	0866-54-1317	
医療	心身障害者医療費公費負担制度	48	福祉課	0866-54-1317	
小児医療	小児医療費公費負担制度	48	保健課	0866-54-1326	
ひとり親家庭等の支援	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	48	保健課	0866-54-1326	
ひとり親家庭等の支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	49	子育て推進課	0866-54-1328	
ひとり親家庭等の支援	高等職業訓練促進給付金等事業	49 121			該当なし
ひとり親家庭等の支援	自立支援教育訓練給付金事業	50 122			該当なし
就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業	50 121			該当なし
就労支援	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	50 121			該当なし
子育て支援	児童手当	51	子育て推進課	0866-54-1328	
ひとり親家庭等の支援	児童扶養手当	51	子育て推進課	0866-54-1328	
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	52 126	教育委員会	0866-56-9191	
就学支援	実費徴収に係る補足給付事業	52 127			該当なし
子育て支援	私立幼稚園就園奨励費補助	52 127			該当なし
子育て支援	幼稚園等の保育料減免	52 127			該当なし
子育て支援	一時保育	53 128	子育て推進課	0866-54-1328	
子育て支援	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	53 128			該当なし
子育て支援	夜間養護等(トワイライストステイ)事業	53 128			該当なし
法律相談	無料法律相談	54	住民課	0866-54-1316	
福祉	福祉全般の相談、生活保護制度	92	福祉課	0866-54-1317	
医療・保健	身体・精神的な健康相談(保健所)	92 119			岡山市・倉敷市のみ
医療・保健	健康相談(市町村保健センター)	93 119	保健課	0866-54-1326	
福祉	総合相談・支援業務(市町村社会福祉協議会)	93 125	吉備中央町社会福祉協議会	0866-54-1818	
保健・福祉	高齢者を対象とした総合的な相談・支援(地域包括支援センター)	94	地域包括支援センター	0866-54-1320	
女性・子ども	ファミリー・サポート・センター	108			該当なし
住宅の問題	公営住宅への一時入居	122	建設課	0866-54-1319	
住宅の問題	公営住宅への優先入居(優遇抽選)	122	建設課	0866-54-1319	
住宅の問題	公営住宅への単身入居	122			該当なし

(10) 県・市町村の支援条例等一覧

平成31年4月1日現在

自治体名	条例の名称	施行年月日	総合的 対応窓口	支援金制度
岡山県	岡山県犯罪被害者等支援条例	H23.4.1	○	
岡山市	岡山市犯罪被害者等基本条例	H23.4.1	○	
倉敷市	倉敷市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
津山市	津山市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
玉野市	玉野市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
笠岡市	笠岡市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
井原市	井原市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
総社市	総社市犯罪被害者等支援条例 総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例	H23.4.1	○	○
高梁市	高梁市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
新見市	新見市犯罪被害者等基本条例	H24.1.1	○	
備前市	備前市犯罪被害者等支援条例	H23.10.1	○	○
瀬戸内市	瀬戸内市犯罪被害者等支援条例 瀬戸内市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例	H24.1.1	○	○
赤磐市	赤磐市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
真庭市	真庭市犯罪被害者等支援条例	H24.4.1	○	
美作市	美作市犯罪被害者等支援条例	H24.1.1	○	
浅口市	浅口市犯罪被害者等基本条例	H24.4.1	○	
和気町	和気町犯罪被害者等支援条例	H23.10.1	○	○
早島町	早島町犯罪被害者等基本条例	H23.10.5	○	
里庄町	里庄町犯罪被害者等支援条例	H23.10.1	○	
矢掛町	矢掛町犯罪被害者等支援条例	H23.10.1	○	
新庄村	新庄村犯罪被害者等基本条例	H23.6.27	○	
鏡野町	鏡野町犯罪被害者等基本条例	H23.9.29	○	
勝央町	勝央町犯罪被害者等支援条例	H23.12.20	○	
奈義町	奈義町犯罪被害者等支援条例	H23.9.6	○	
西粟倉村	西粟倉村犯罪被害者等基本条例	H23.6.22	○	
久米南町	久米南町犯罪被害者等基本条例	H23.12.22	○	
美咲町	美咲町犯罪被害者等支援条例	H23.12.22	○	○
吉備中央町	吉備中央町犯罪被害者等基本条例	H23.9.22	○	

「おかやま被害者支援ネットワーク」加盟機関・団体一覧

(組織の概要)

犯罪(犯罪に類する行為を含む。)により被害を受けた者及びその家族(以下「被害者」という。)の置かれている現状を踏まえ、特に、その精神的被害を軽減するため、加盟機関・団体が相互に情報交換をするとともに、緊密な連携の下、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した支援・相談活動を推進するという目的に賛同する行政機関・民間団体等の組織。

番号	機関・団体名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
国	岡山地方検察庁	700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651	086-224-8881
	岡山地方裁判所	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5761	086-224-5763
	岡山保護観察所	700-0807	岡山市北区南方1-8-1 岡山法務総合庁舎2階	086-224-3008	086-234-7383
	岡山労働局雇用環境・均等室	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017	086-224-7693
	国土交通省中国運輸局岡山運輸支局	701-1133	岡山市北区富吉5301-5	086-286-8121	086-286-8147
県知事部局	県民生活部 暮らし安全安心課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7259	086-225-9151
	県民生活部 男女共同参画青少年課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-0553	086-225-2949
	保健福祉部 健康推進課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7330	086-225-7283
	保健福祉部 障害福祉課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7344	086-224-6520
	保健福祉部 子ども家庭課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7349	086-234-5770
	岡山県中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-235-4152	086-235-4606
教育庁	岡山県教育庁 義務教育課 生徒指導推進室	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7589	086-224-3035
	岡山県教育庁 人権教育課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7612	086-224-2134
市	岡山市 市民生活局 市民生活部 生活安全課 (交通安全防犯室)	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	086-803-1106	086-803-1724
公益法人等民間団体	NPO法人 岡山県精神科医会	700-0915	岡山市北区鹿田本町3-16 地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター内	086-225-3821	086-225-3834
	岡山県臨床心理士会	700-0904	岡山市北区柳町2-4-23 プレジデント山忠ビル5階	086-232-2962	086-232-2962
	岡山弁護士会	700-0807	岡山市北区南方1-8-29	086-223-4401	086-223-6566
	公益財団法人 リーガル・エイド岡山	700-0807	岡山市北区南方1-8-29 岡山弁護士会館内	086-223-7899	086-223-6566
	一般財団法人 岡山県国際交流協会	700-0026	岡山市北区奉還町2-2-1	086-256-2000	086-256-2226
	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター	700-0985	岡山市北区厚生町3-1-15 商工会議所内	086-233-2140	086-234-5196
	社会福祉法人 岡山いのちの電話協会	700-0972	岡山市北区上中野1-3-5	086-245-4344	086-245-7743
	公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま	700-0818	岡山市北区蕃山町1-20 岡山県開発公社ビル6階	086-223-5564	086-201-5564
	特定非営利活動法人 さんかくナビ	700-0867	岡山市北区岡町14-9 岡町ビル401	086-801-5073	086-238-3965
	NPO法人 おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ	700-0816	岡山市北区富田町2-12-16 センチュリー富田町ビル3階	086-226-7744	086-226-6161
	日本司法支援センター 岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2階	050-3383-5491	086-234-8413
	独立行政法人 自動車事故対策機構岡山支所	700-0941	岡山市北区青江1-22-33	086-232-7053	086-231-6742
警本 察部	警務部 県民応接課(事務局)	700-0824	岡山市北区内山下2-4-6	086-234-0110	086-233-8349

